

第1期

鬼北町地域福祉計画

＜令和5年度～令和8年度＞

つながりと支え合い
笑顔あふれるまち きほく

令和5年3月

鬼北町

ごあいさつ

近年、少子高齢化が進み、生活状況や価値観の変化により、地域住民同士のつながりの希薄化が進行し、これまでのような地域コミュニティを維持することが難しくなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域から孤立し、8050 問題などの複合的な課題を抱えるケースも増えてきている現状であり、国においては課題の解決に向けた「地域共生社会」の実現のため様々な法整備等が行われております。



このような状況を踏まえ、本町では誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし、地域で助け合い、支え合う地域づくりを目指し、福祉分野の上位計画として、令和5年度から8年度の4年間を計画期間とした『鬼北町地域福祉計画』を策定いたしました。

本計画では、町民が様々な地域生活課題を抱えながらも、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共につくっていく「地域共生社会」の実現に向けた整備を進めてまいります。

計画の内容には、地域における課題に対する各種支援を盛り込んだほか、認知症等に対する権利擁護の一環としての『成年後見制度利用促進基本計画』や犯罪を抑制し地域の安全性を高めていくための指針としての『鬼北町再犯防止推進計画』も包含するなど、多様な課題に対応する計画となっております。

今後は、これまで以上に町民の皆様をはじめ、各種団体等との連携を図り、本町の地域福祉の更なる向上に結び付くよう取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、関係者の皆様によりお礼を申し上げます。

令和5年3月

鬼北町長 兵頭 誠亀

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景と趣旨	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 地域福祉推進のための圏域の考え方	4
6 国や県の動向	5
7 地域福祉に関わる動向	9
第2章 鬼北町の地域福祉を取り巻く現状	12
1 統計データからみる状況	13
2 町民意識調査からみる現状の整理	18
3 団体等への調査	28
4 課題のまとめ	31
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念	33
2 計画の基本目標	35
3 施策の体系	36
第4章 施策の展開	37
基本目標1 「地域福祉を担う人づくり」	37
基本目標2 「みんなで支えるつながりづくり」	43
基本目標3 「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」	49
第5章 計画の推進	59
1 計画の推進体制	59
2 計画の進捗状況の管理・評価	60
資料編	61
1 鬼北町地域福祉計画策定委員会設置要綱	61
2 鬼北町地域福祉計画策定委員会名簿	62
3 策定経過	63

第1章 計画策定にあたって

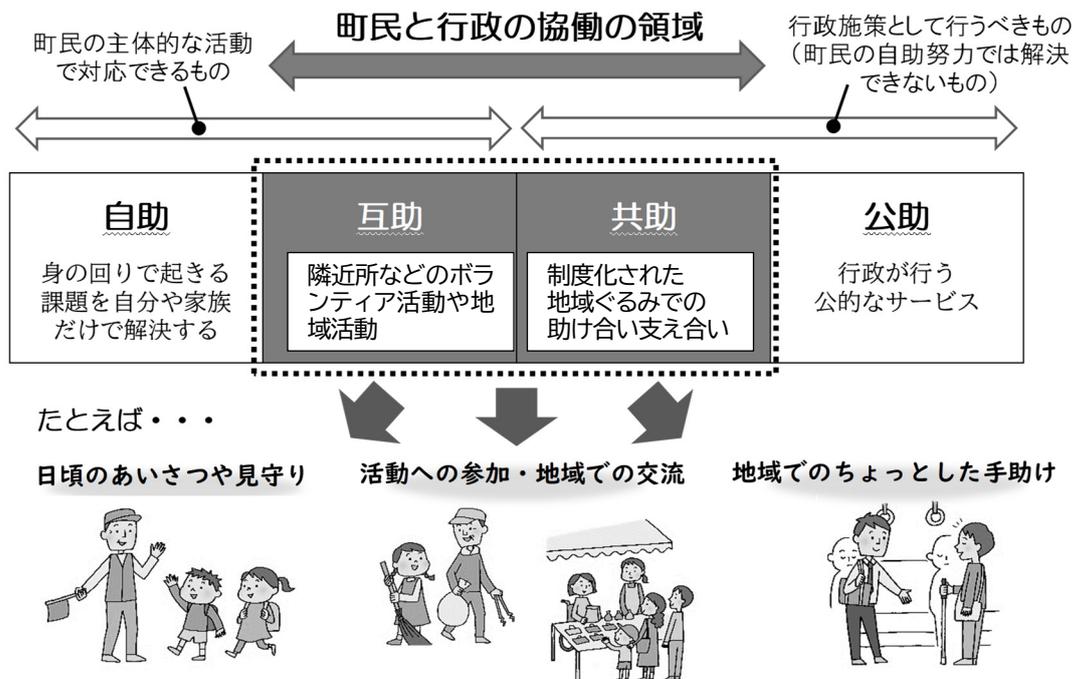
1 地域福祉とは

「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せな暮らし”を意味する言葉です。

つまり「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助するだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

また近年私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会(以下、町社協という。)
・事業者・行政等が、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行う「自助」「互助・共助」「公助」の視点を持ち、幸せな生活を“地域”全体で推進していくことが「地域福祉」です。

■「自助」「互助・共助」「公助」の考え方



町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がそれぞれの役割を果たし
お互いに力を合わせる関係を築くことが重要

2 計画策定の背景と趣旨

近年の社会経済情勢の変化や、少子高齢化、家族形態の変化等により、町民の意識や価値観が多様化するとともに、地域住民相互のつながりが希薄化するなど福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。このため、高齢者の孤立死、子育て家庭の孤立、児童虐待、配偶者等からの暴力、ひきこもりなどの新たな社会問題が発生してきており、それらの問題を解決するためには、公的なサービスだけでは対応が極めて難しい状況となっていることから、地域における町民相互の助け合いや支え合いがますます重要な課題となっています。一方、ボランティアやNPOなどによる活動が活発化するなど、町民の意識も大きく変化してきています。

このような中、国においては平成12年6月に改正した社会福祉法の中で、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、これからの福祉は、限られた社会的弱者に対する公的なサービスとしてではなく、地域に暮らす様々な人々が抱える生活課題を、町民、事業者、行政など地域の様々な主体が互いに協力して課題解決を図るものであるとしています。

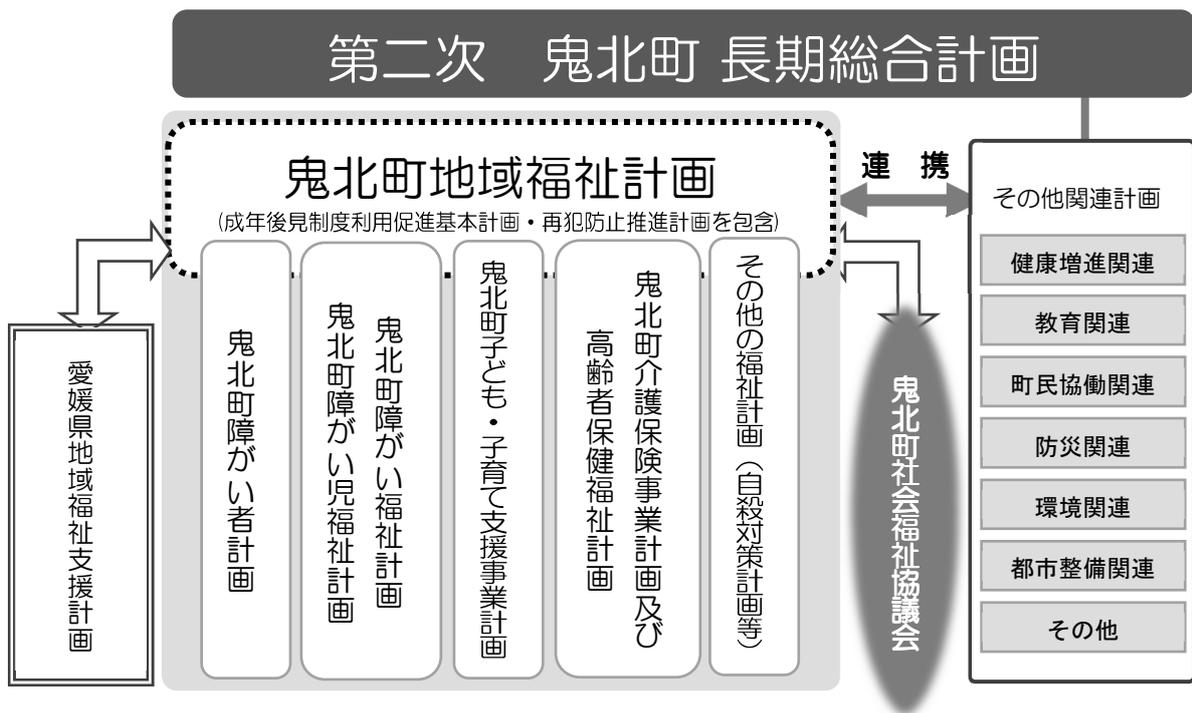
また、地域福祉を推進するための具体的な方策として、『市町村地域福祉計画』の策定に関する規定が新たに設けられました。

これらを踏まえ、鬼北町の今後の地域福祉の推進を図るため、その理念と方策を取りまとめた『鬼北町地域福祉計画』（以下、「本計画」という。）を策定しました。策定にあたっては、町民の皆様へのアンケートや地域福祉推進団体の関係者等へのヒアリングを通じて、現状の地域生活課題や将来に対する不安・懸念等を、できる限り幅広く具体的に収集することに努めました。

しかし、計画の目的はそれを創ることではなく、今後の絶え間ない検証を通じて、すべての人が地域社会づくりを考え、行動の契機となることの方が重要です。この計画を実践することで、少子化、高齢化、地域の過疎化、環境問題などといった、他の国がまだ直面していないレベルの問題をいくつも持つ課題先進国といわれる日本において、各地で取り組まれる地域福祉推進の活動との連携を一層促進するとともに、ともに支え合う地域社会づくりを次世代に託し、世代や分野を越えてつながる持続可能な、本町が目標とする将来像の実現を目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に定められた『市町村地域福祉計画』として策定するものであり、『第二次鬼北町長期総合計画』を上位計画とし、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉等の各計画との整合性を図るとともに、地域を基盤として、各福祉分野を横断的につなぎ、共通する課題の解決を目指す計画として位置づけています。また、成年後見制度の利用促進を図る『成年後見制度利用促進基本計画』と、再犯の防止等の推進に関する法律等8条1項に基づく『再犯防止推進計画』を本計画に包含し、一体的に策定します。



4 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和8年度までの4か年を計画期間とします。

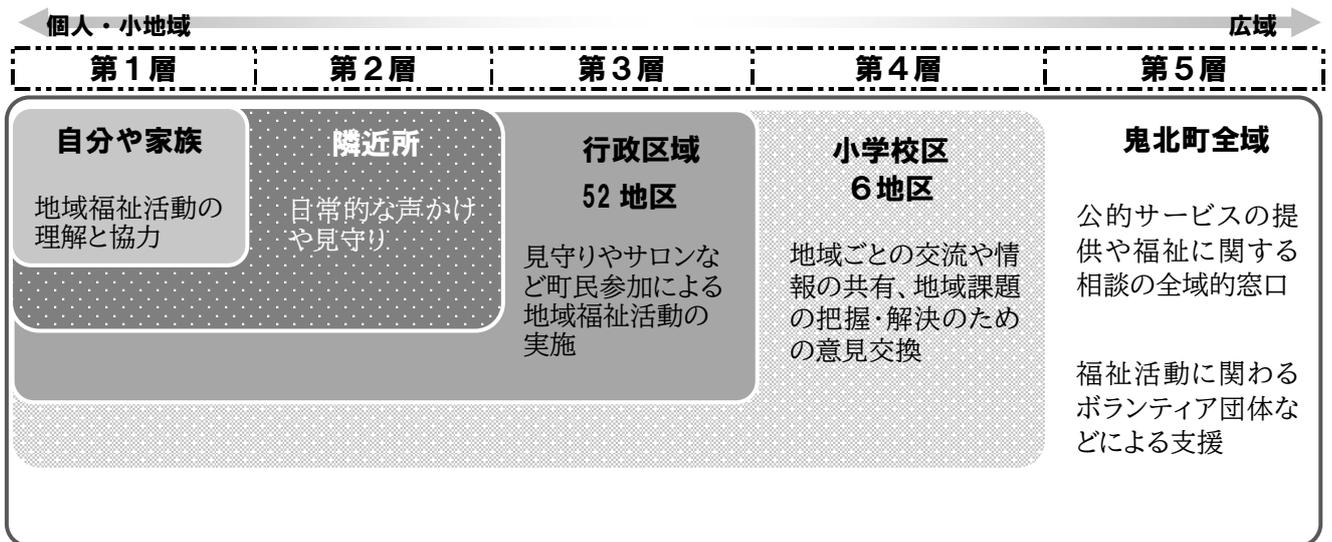
	平成 29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2026)
鬼北町長期総合計画	第2次										
本計画	第1期										
鬼北町障がい者計画	第3次				第4次						
鬼北町障がい福祉計画 鬼北町障がい児福祉計画	第5期・第1期			第6期・第2期							
鬼北町介護保険事業計画 及び高齢者保健福祉計画	第7期			第8期							
鬼北町自殺対策計画				第1次		第2次 (鬼北町健康づくり推進計画に包含)					

5 地域福祉推進のための圏域の考え方

本町の地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取り組みについて、町民一人ひとりのレベルから、隣近所や隣組、自治会、校区の範囲、さらに町内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を重層的に進めていくことが大切です。

本町においては、多様化する地域における福祉の課題に対応していくため、「自分や家族」のレベルから、町全域まで、5つの圏域を設定し、相互の役割を確認し合いながら、重層的に地域福祉推進のための取り組みを進めていきます。

■地域福祉推進のための圏域の考え方



6 国や県の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けて

『ニッポン一億総活躍プラン』(平成28年6月閣議決定)では、子ども・高齢者・障がいのある人等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを創り、高め合うことができる地域共生社会を実現していく旨が示されました。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

地域共生社会の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題(複合的な課題、制度の狭間など)の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域のつながりの弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)』に基づいて取り組みが進められており、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

■国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格

地域課題の解決力強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実



地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ・共生型サービスの創設
- ・地域保健の推進強化、保健福祉の横断的な包括的支援のあり方の検討



「地域共生社会」
の実現



- ・多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ・社会保障の枠を越え、地域資源と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取り組みを支援

- ・対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ・福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながり強化

専門人材の機能強化・最大活用



資料:平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を参考

(2) 地域福祉計画の充実について

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年5月に『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律』により社会福祉法の一部が改正されました。改正社会福祉法では、地域福祉計画の策定を市町村の努力義務とし、計画に盛り込むべき事項が追加されました。

改正社会福祉法の概要

地域福祉推進の理念を規定【法第4条第2項関係】

支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が主体的に把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることを目指す旨が明記されました。

市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第106条の3第1項関係】

地域福祉の推進のために地域住民等や支援関係機関が相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に向け、包括的な支援体制づくりに努めることとされました。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を越えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

地域福祉計画の充実【法第107条関係】

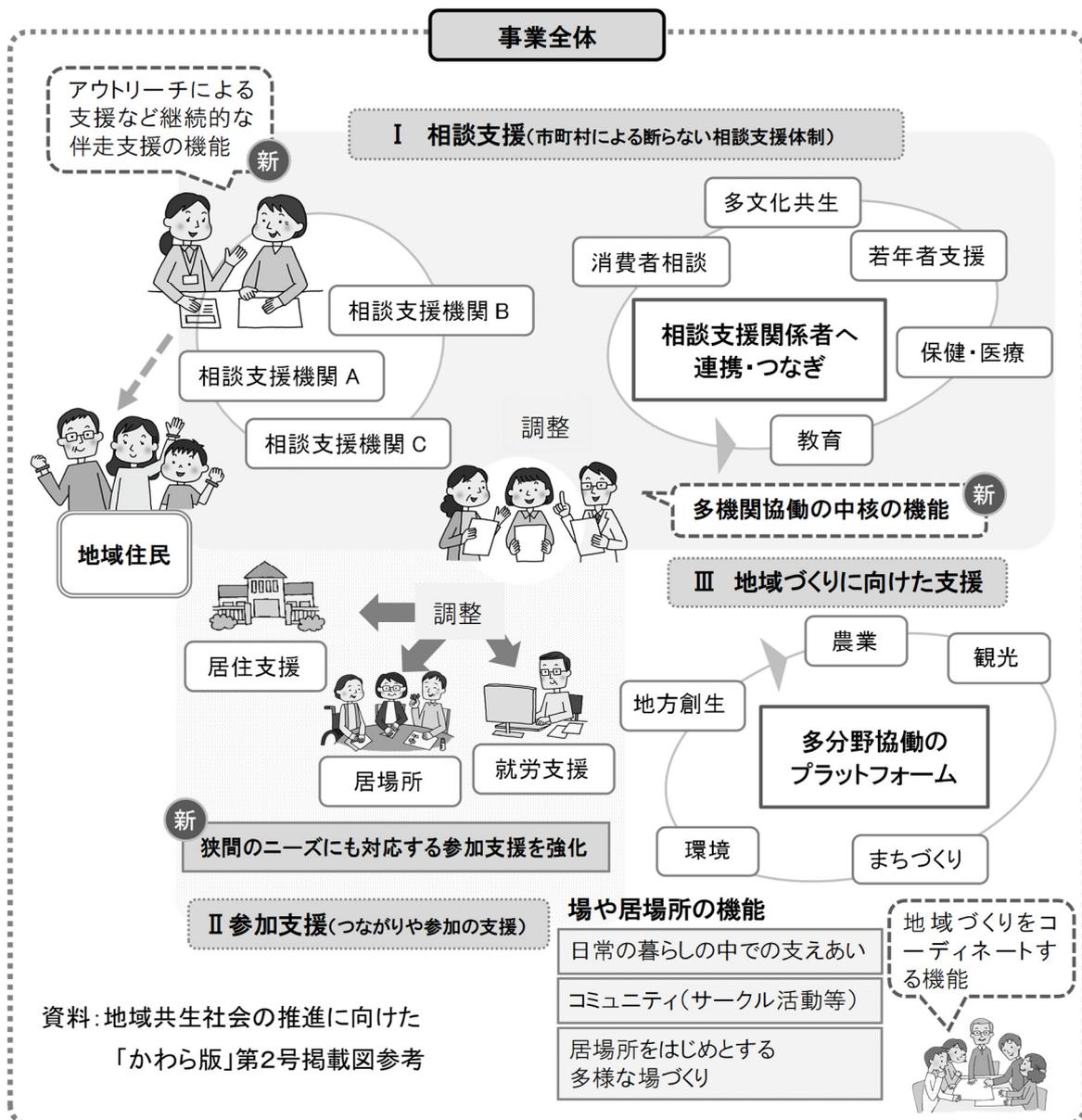
市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、「上位計画」として位置づけられました。

(3) 重層的支援体制整備事業の創設について

『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)』の最終取りまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された『地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律』が令和2年6月に公布されました。

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える住民を支援する体制や、住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。重層的支援体制整備事業では、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

■ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要(イメージ)



(4) 愛媛県の動き

愛媛県では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする『愛媛県地域福祉支援計画』が策定されました。『愛媛県地域福祉支援計画』は、地域住民や関係者それぞれが、地域の一人ひとりが抱える課題に目を向け、その課題に一人ひとりが主体的に関わるとともに、世代や分野を越えて連携することにより、課題の解決を図ることができる「地域共生社会の実現に向けた「人」中心の福祉社会づくり」を目指します。

愛媛県地域福祉支援計画

地域共生社会の実現に向けた 「人」中心の福祉社会づくり

【計画のコンセプト】

- ①課題の顕在化と課題の解決に向けた仕組みの再構築
- ②地域住民や地域内外の多様な主体の参画
- ③横断的な支援体制の構築

7 地域福祉に関わる動向

(1) 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法は、施行から6年が経過し、生活困窮者に寄り添った包括的支援が様々な分野の関係機関とのつながりの中で実施されてきました。

また、平成30年10月に施行された『改正生活困窮者自立支援法』では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や住宅支援の強化」などが盛り込まれました。

(2) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度とは、認知症や知的障がいによって判断能力が不十分な人が、生活をする上で不利益を被らないよう、「成年後見人」が本人に代わり適切な財産管理や契約行為の支援を行うための制度として、平成12年より開始されました。

その後、『成年後見制度の利用の促進に関する法律』が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取り組みが不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており(第14条市町村の講ずる措置)、市町村は、平成29年3月24日に閣議決定された国が定める『成年後見制度利用促進基本計画』を勧告して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

(3) 再犯の防止等の推進

平成28年12月に成立、施行された『再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)』においては、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること(第4条)が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の『再犯防止推進計画』を勧告し、『地方再犯防止推進計画』を策定する努力義務(第8条第1項)が課されました。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人も少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした人等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取り組みだけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。取り分け、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援にあたっては、保健・医療・福祉などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割が極めて重要です。

(4) 介護保険・高齢者福祉

団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、強化・推進をしていく必要があります。

令和2年6月に介護保険法の一部改正が示され、『地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律』の改正の趣旨として「地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。」と示されています。

(5) 障がい者福祉

平成25年4月に『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』(以下『障害者総合支援法』という。)が施行され、「障がい者」の定義に難病等が追加され、「制度の狭間」がないよう支援が行われるようになるとともに、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。その後、平成30年4月の『障害者総合支援法』及び『児童福祉法』の一部を改正する法律の施行(平成28年6月に一部施行)により、自立生活援助や就労定着支援といったサービスの創設や、高齢の障がいのある人が、介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための『障害児福祉計画』の策定が義務づけられました。

(6) 児童福祉・子ども・子育て支援

平成24年8月に『子ども・子育て関連3法』が成立しました。これらの法律に基づき、平成27年4月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする『子ども・子育て支援新制度』が施行されました。これにより、各市町村において5年を1期とする『子ども・子育て支援事業計画』を策定し、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計やそれに対応する提供体制、実施時期等を定めることが義務づけられました。また、平成26年度までの時限立法であった『次世代育成支援対策推進法』については、社会全体でのさらなるワーク・ライフ・バランスの浸透や女性が就労の場で活躍できる取り組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進するため、令和6年度末までの10年間に延長されました。

(7) 保健・健康づくり

平成 25 年度から令和5年度までの『二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21(第二次))』を推進することを目的として、健康増進法に基づく『国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(基本方針)』が改正され、新基本方針に具体的な目標を規定することとなりました。また、平成 30 年の『健康増進法』の一部改正に伴い、受動喫煙対策における国及び地方公共団体の責務や施設の管理者が講ずべき措置等について定められました。

さらに、心の健康づくりとしては、平成 10 年以降の日本での自殺者数増加に伴い、平成 18 年に『自殺対策基本法』が施行され、平成 28 年には改正が行われました。これにより市町村は、平成 29 年7月に閣議決定された『自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～』及び各都道府県の『自殺対策計画』に基づき、地域の実情を踏まえて『自殺対策計画』を策定するものとされました。

(8) 人権三法

平成 28 年4月に『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』、同年6月に『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律』、また同年 12 月に『部落差別の解消の推進に関する法律』という差別を解消するための3つの法律が施行されました。

ともに支え合う地域共生社会の実現のためには、地域で暮らす誰もがお互いを尊重し理解し合うことが重要です。地域の中で、同和問題や障がいのある人、高齢者、外国人等の様々な差別について、その人の状況や心情を正しく理解し、年齢や性別、国籍、障がいや疾病の有無に関わらず、尊重し合い、同じ社会の構成員として包み支え合っていく仕組みづくりが必要です。

(9) 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な開発目標(SDGs)が採択されました。持続可能な開発目標(SDGs)は、令和 12 年までに達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では、平成 28 年に「SDGs推進本部」を設置し、平成 29 年 12 月に閣議決定された『まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版』において「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」としています。

第2章 鬼北町の地域福祉を取り巻く現状

鬼北町では・・・



高齢化率
46.0%

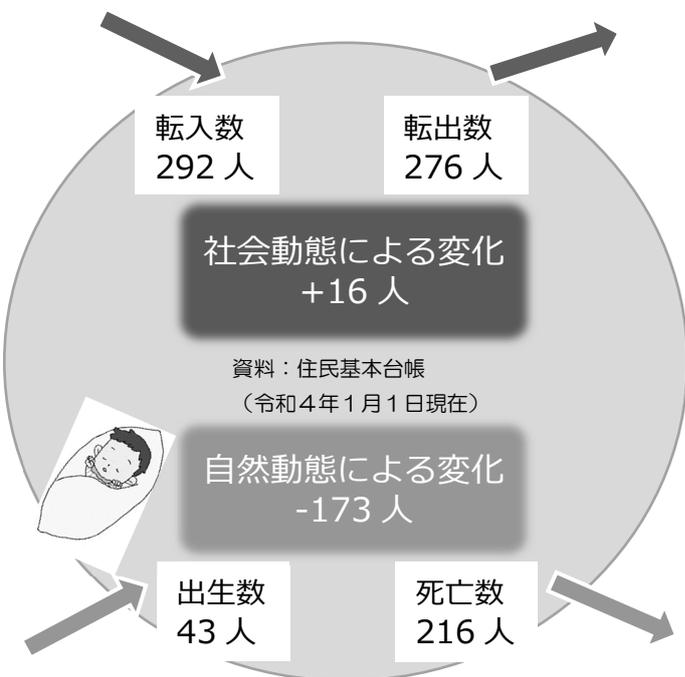


そのうち・・・

要支援・要介護認定者
899人(認定率 20.5%)
(令和4年3月末現在)



資料：地域包括ケア
「見える化」システム



総人口 **9,741人**

※総人口には年齢不詳含む

0~14歳 858人

15~64歳 4,401人

65歳以上 4,482人

(令和4年1月1日現在)

資料：住民基本台帳

住民ボランティア活動状況 (例)

民生児童委員数
49人

(令和4年11月1日現在)

資料：鬼北町民生委員・児童委員名簿

住民の地域参画の状況

現在ボランティア活動に参加してい
る人

9.8%

地域活動に参加したことがない人

(町民意識調査より)

68.9%が「住み続けたい」と回答

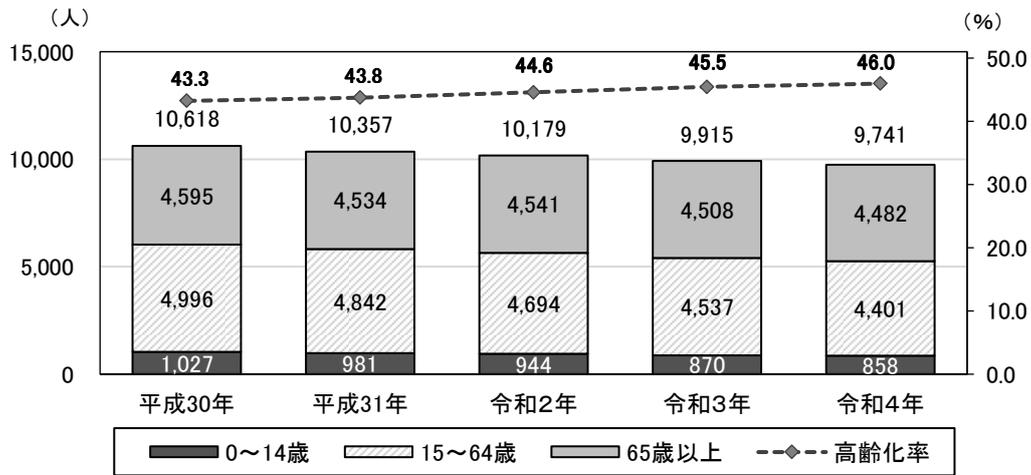
(町民意識調査より)

1 統計データからみる状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、令和4年1月1日現在 9,741 人となっており、年々減少傾向にあります。年齢3区分別でみると、年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)、高齢者人口(65 歳以上)ともに減少傾向ですが、高齢化の進行がみられます。

■年齢3区分別人口の推移

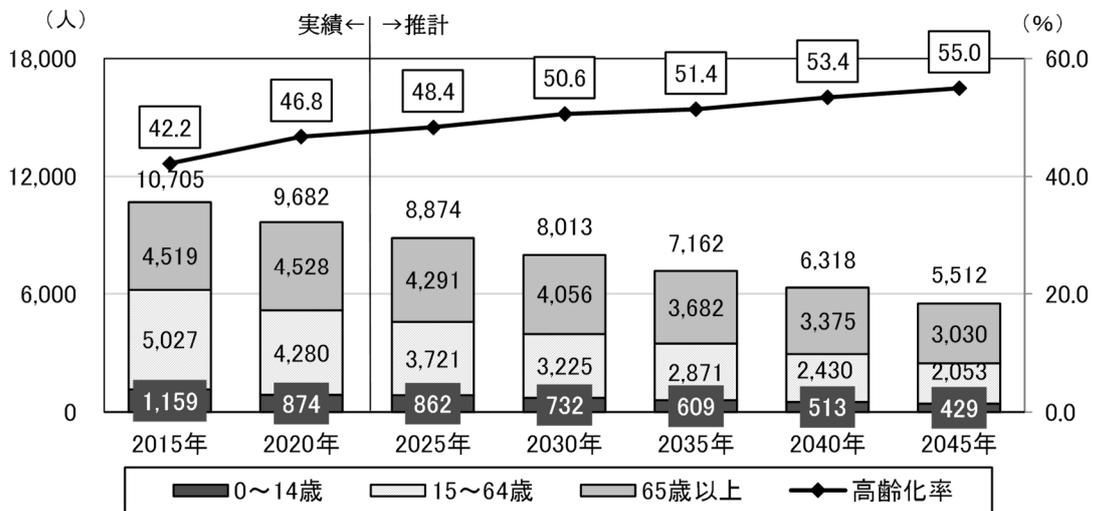


資料：住民基本台帳(各年1月1日)

(2) 年齢3区分別人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると総人口は減少することが見込まれています。年齢3区分別にみると、年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)、高齢者人口(65 歳以上)ともに年々減少しますが、高齢化率は 2045 年には 55.0%となること見込まれています。

■年齢3区分別人口の推計

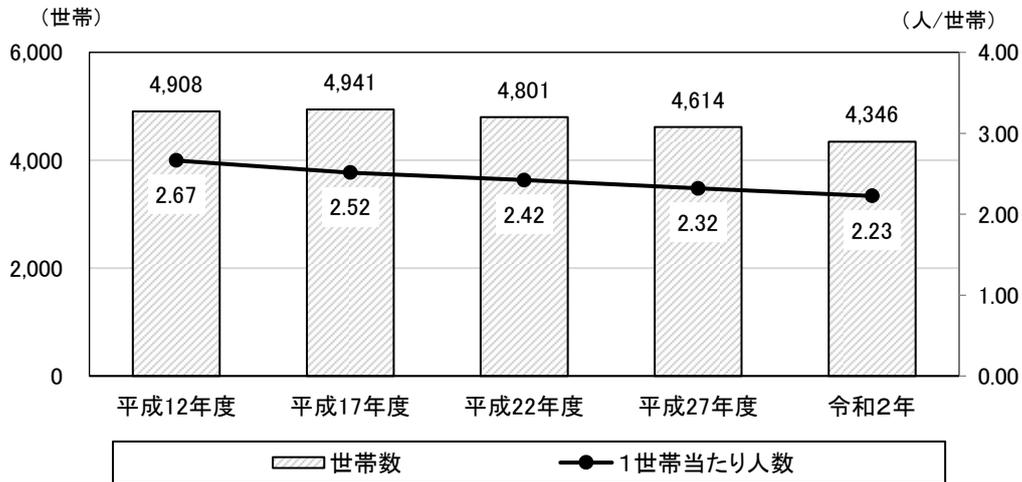


資料：「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」国立社会保障・人口問題研究所

(3) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、緩やかな減少を続けており、令和2年には4,346世帯となっています。1世帯あたりの人員も緩やかな減少傾向にあり、令和2年には2.23人となっています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移

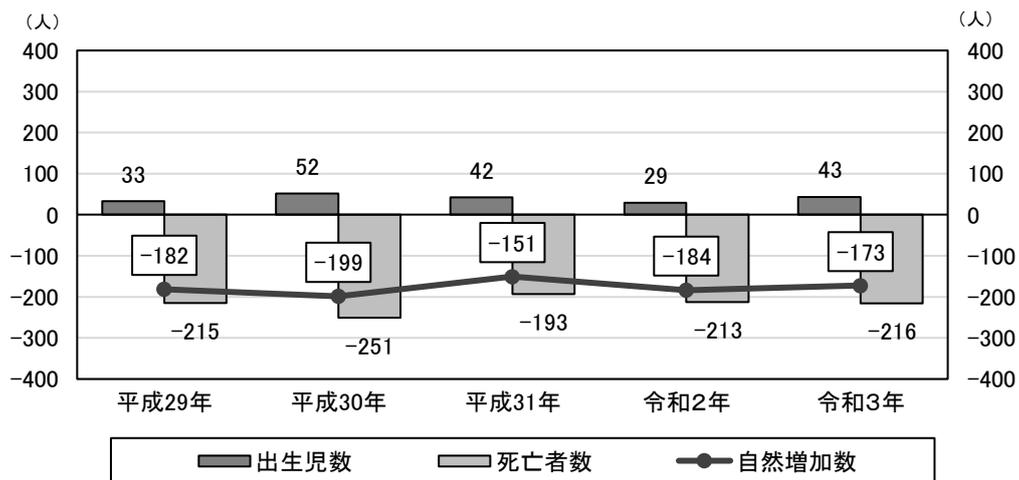


資料：国勢調査

(4) 人口動態の推移

出生数、死亡数ともに増減を繰り返しています。死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

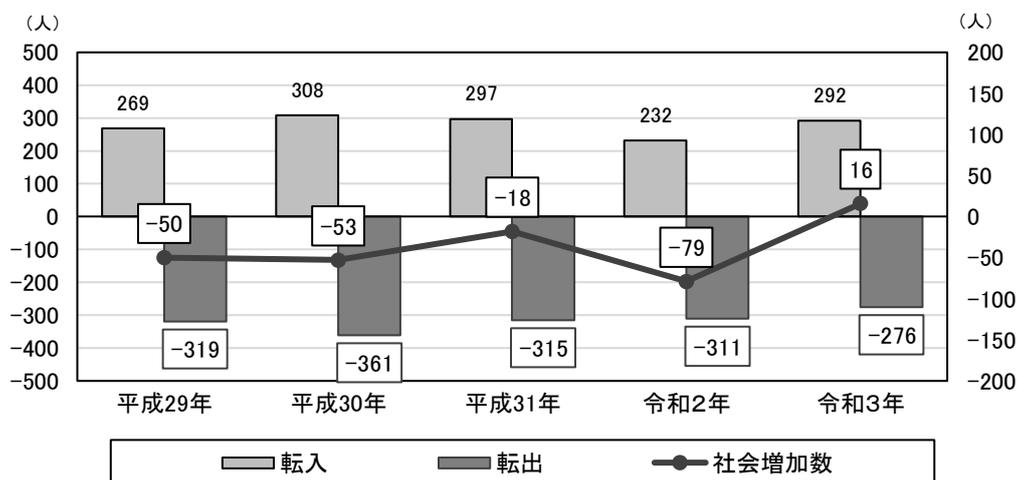
■自然動態人口(出生・死亡)の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日)

転入数は、増減を繰り返して推移しており、転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いていましたが、令和3年は転入数が転出数を上回り増加に転じています。

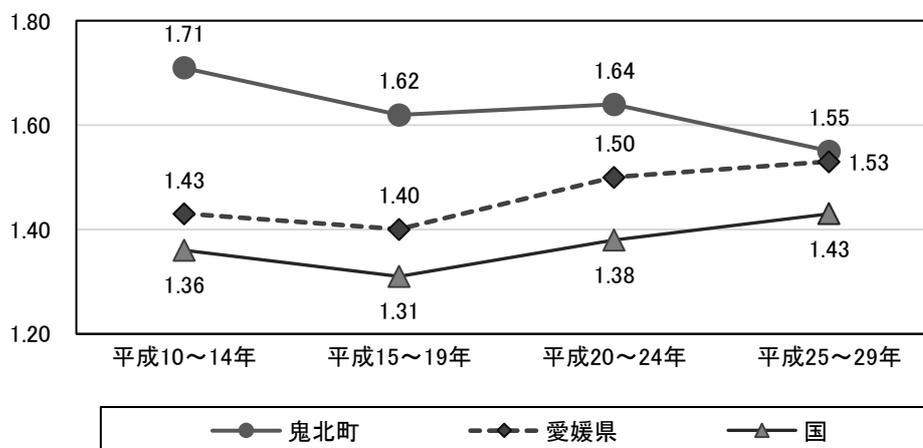
■社会動態人口(転入・転出)の推移



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日)

本町の合計特殊出生率は、愛媛県や全国平均と比較して高い値となっていました。平成 25～29 年は大幅に減少しています。日本では、平成 15 年に『少子化社会対策基本法』が制定されています。

■過去5年ごとの合計特殊出生率の推移



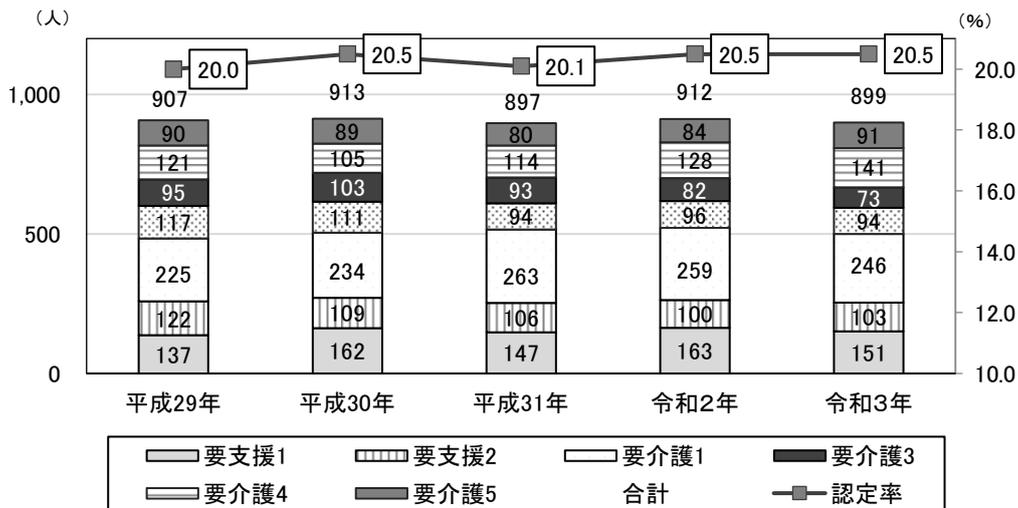
資料:人口動態保健所・市町村別統計(人口動態統計特殊報告)、鬼北町人口ビジョン・総合戦略

(注)鬼北町のH10～14年以前は、旧広見町、旧日吉村の出生率を生産年齢人口比で加重平均した数値

(5) 要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、増減を繰り返して推移し、令和3年には 899 人となっています。認定区分別にみると、ほとんどの区分が増減を繰り返していますが、要介護1が 246 人と最も多い割合を占めています。認定率は横ばいで推移しており、令和3年には 20.5%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

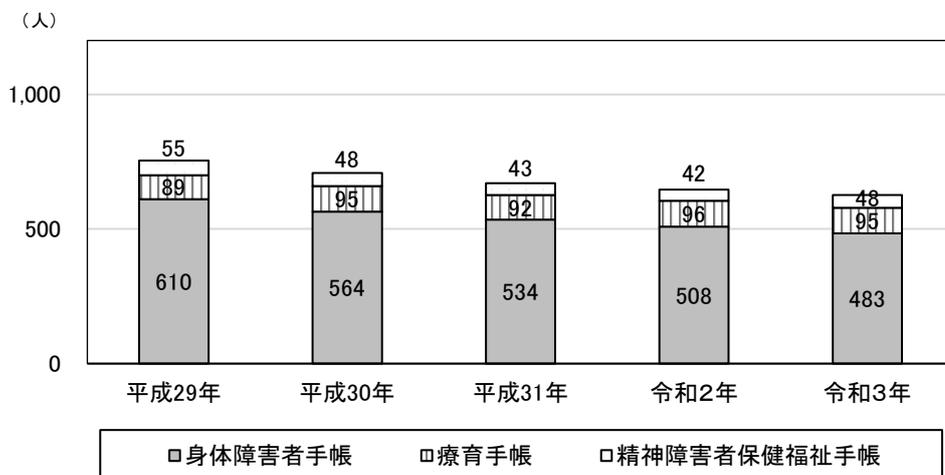


資料：地域包括ケア「見える化」システム(各年3月末)

(6) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数は 700 人前後で推移していましたが、令和3年には 626 人となっています。手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳の所持者数と療育手帳の所持者数はほぼ横ばいで推移している中、身体障害者手帳所持者が減少しています。

■障害者手帳所持者数の推移

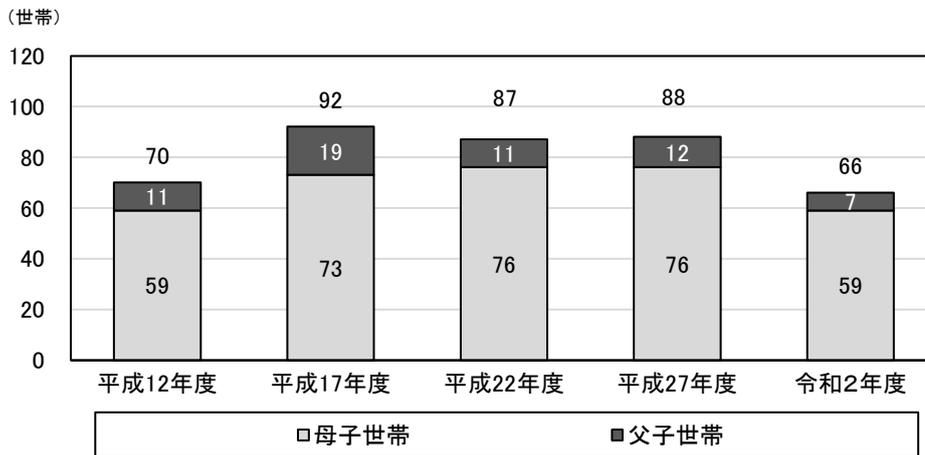


資料：鬼北町障害者台帳

(7) ひとり親世帯数の推移

母子世帯、父子世帯ともに、増減を繰り返して推移しており、令和2年には母子世帯が 59 世帯、父子世帯は7世帯となっています。

■母子父子世帯数の推移

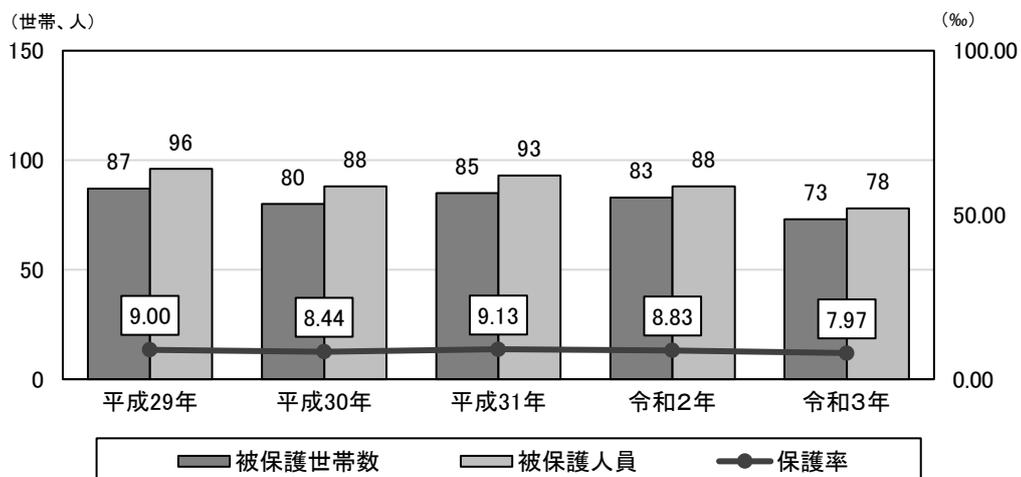


資料：国勢調査

(8) 生活保護世帯数及び人員の推移

被生活保護世帯数、被保護人員はほぼ横ばいで推移しています。令和3年の被生活保護世帯数は 73 世帯、被保護人員は 78 人、保護率は 7.97% (パーミル：人口 1,000 人当たりの人数) となっています。

■生活保護世帯数及び人員の推移



資料：愛媛県被保護世帯台帳

2 町民意識調査からみる現状の整理

(1) 町民意識調査結果概要

本計画を策定するにあたり、町民の地域福祉に関する意識や実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的として、町民意識調査を実施しました。

◆町民意識調査の実施概要

項目	内容
調査対象者	18歳以上の無作為抽出した町民 2,000人
調査期間	令和4年7月28日から8月19日まで
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収結果	有効回収数:891件 有効回収率:44.6%

(2) グラフ等をみる際の留意点

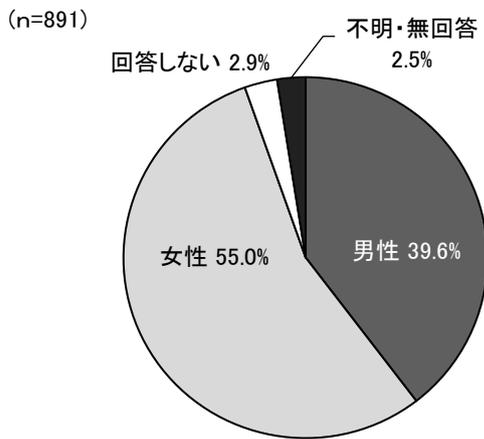
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合は小数第2位を四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 図表中のクロス(表)の見方について、上位3位の数値(%)に網掛け、上位1位の数値(%)を太文字で表記しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(3) 調査結果

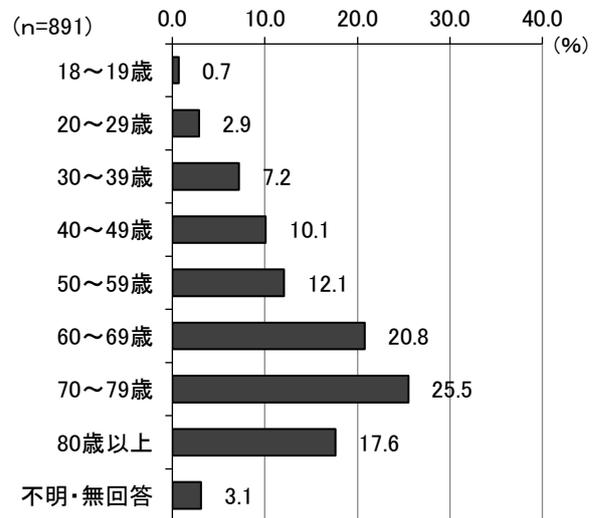
① 回答者の属性

- ・回答者の性別は、「男性」が39.6%、「女性」が55.0%、「回答しない」が2.9%
- ・回答者の年代は、「70～79歳」が25.5%と最も高く、次いで「60～69歳」が20.8%、「80歳以上」が17.6%
- ・回答者の居住地区は、「近永地区」が33.1%と最も高く、次いで「好藤地区」が14.0%、「泉地区」が13.8%
- ・回答者の居住年数は、「30年以上」が67.3%と最も高く、次いで「20年以上30年未満」が10.2%、「10年以上20年未満」が9.7%

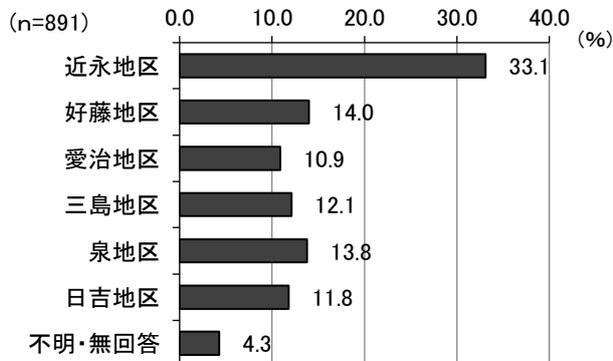
【回答者の性別】



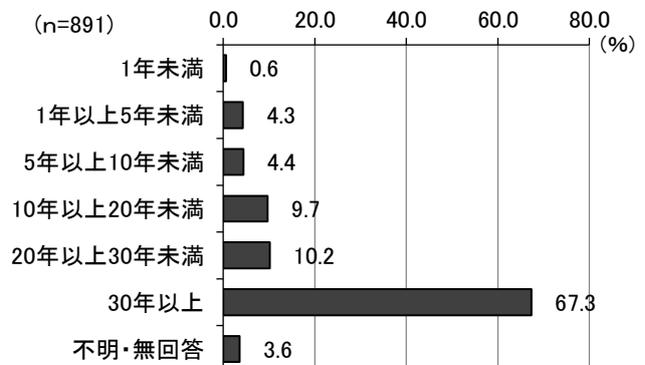
【回答者の年代】



【回答者の居住地区】

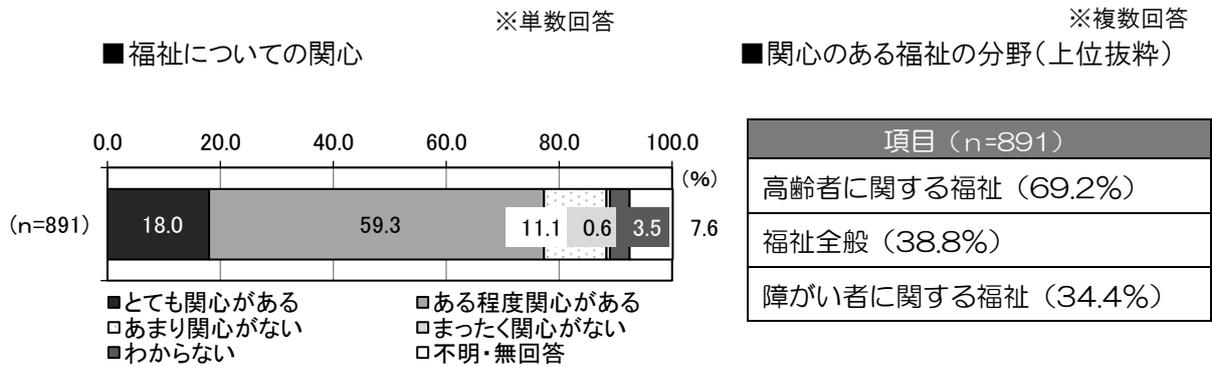


【回答者の居住年数】



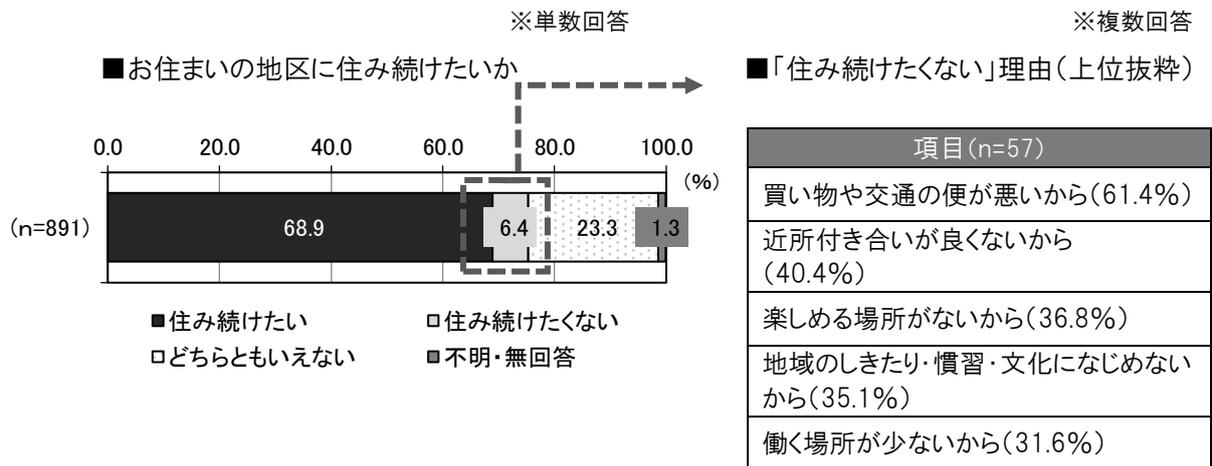
② 福祉への関心度

- ・『関心がある(「とても関心がある」と「ある程度関心がある」)』が77.3%
- ・関心のある福祉の分野は、「高齢者に関する福祉」が69.2%と最も高く、次いで「福祉全般」が39.8%



③ お住まいの地区での定住意向

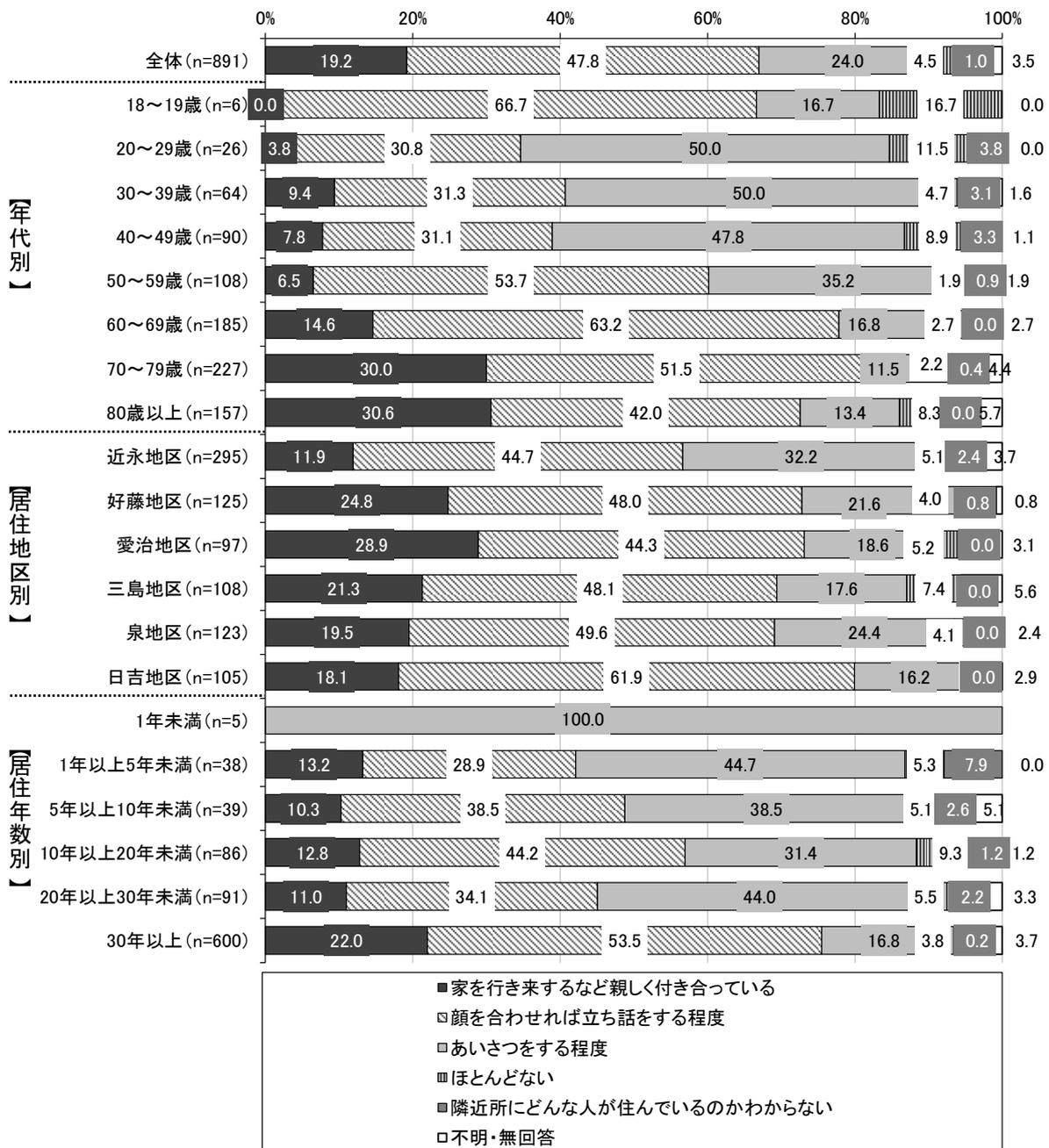
- ・「住み続けたい」が68.9%
- ・「住み続けたくない」6.4%の理由としては、「買い物や交通の便が悪いから」が61.4%と最も高く、次いで「近所付き合いが良くないから」が40.4%



④ 近所付き合いについて

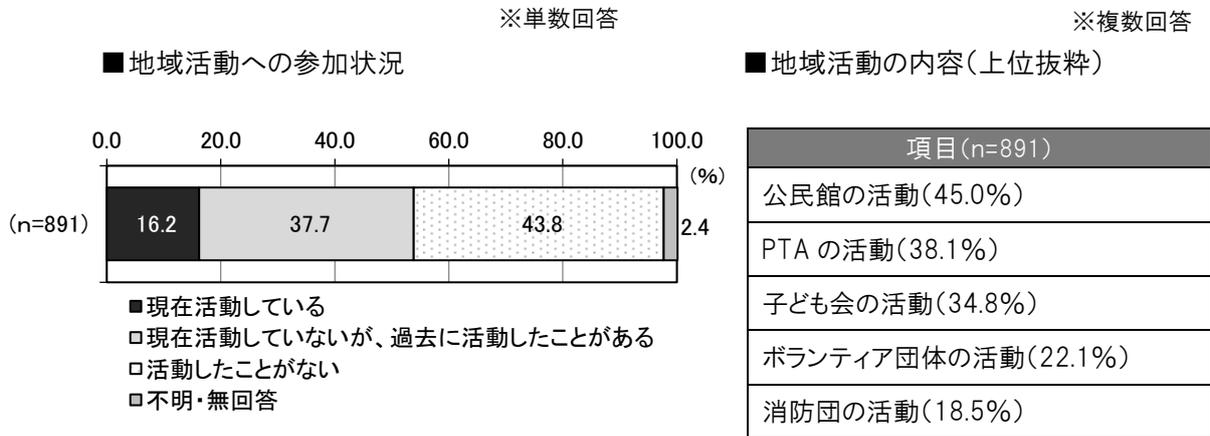
- ・全体では、「顔を合わせれば立ち話をする程度」が47.8%と最も高い
- ・20～49歳では「あいさつをする程度」と答えた人の割合が最も高く、18～19歳、50～80歳以上では「顔を合わせれば立ち話をする程度」と答えた人の割合が最も高い
- ・日吉地区で「顔を合わせれば立ち話をする程度」が最も高く61.9%
- ・居住年数が10年以上20年未満、30年以上で「顔を合わせれば立ち話をする程度」が最も高い

※単数回答

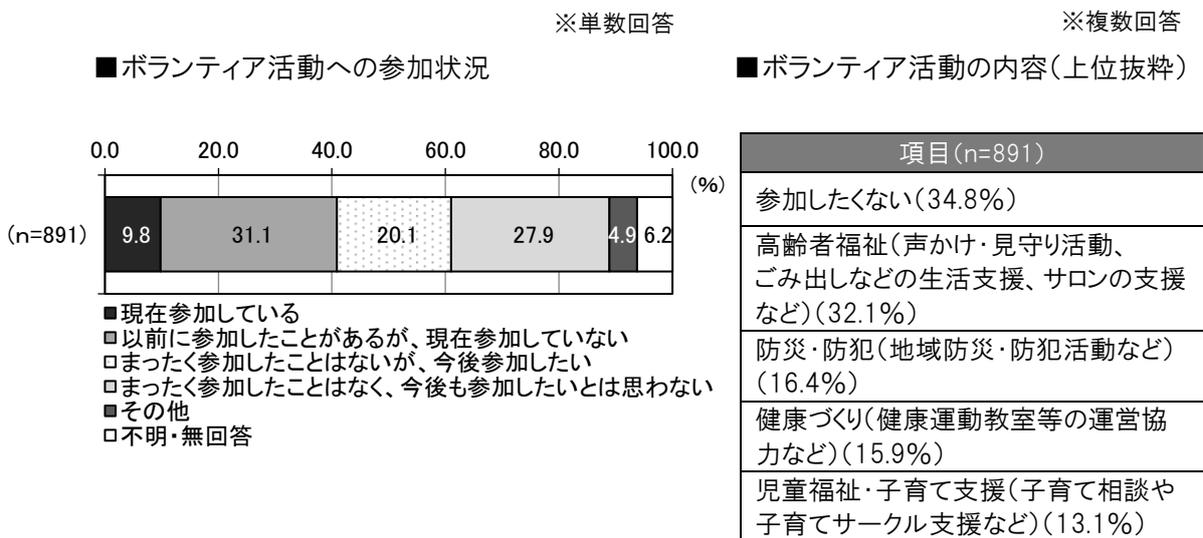


⑤ 地域活動・ボランティア活動への参加状況

- ・鬼北町での地域活動参加状況は、「活動したことがない」が43.8%
- ・参加したことがある地域活動の内容は、「公民館の活動」が45.0%と最も高く、次いで「PTAの活動」が38.1%

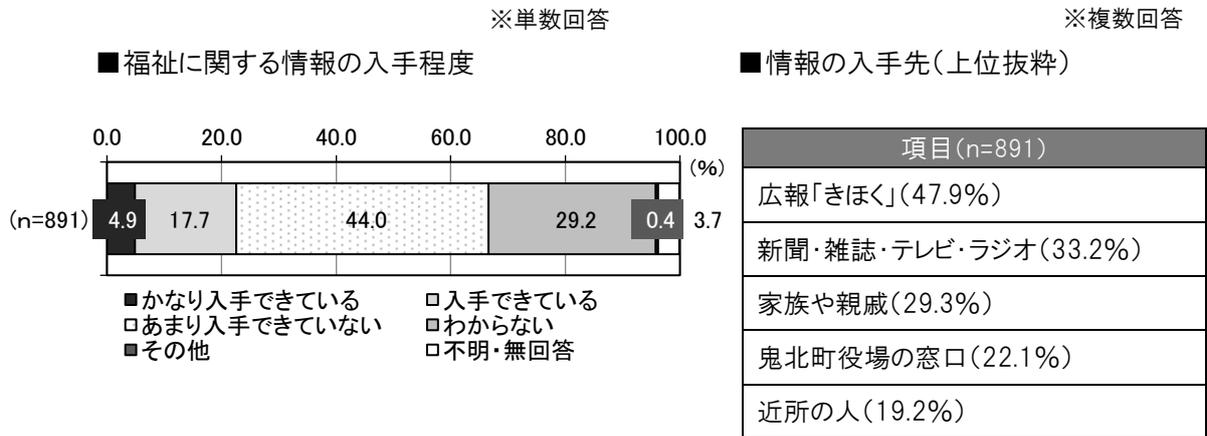


- ・ボランティア活動参加状況は、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が31.1%
- ・今後参加してみたいボランティア活動の内容は、「参加したくない」が34.8%と最も高く、次いで「高齢者福祉(声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロンの支援など)」が32.1%



⑥ 福祉サービスの情報入手について

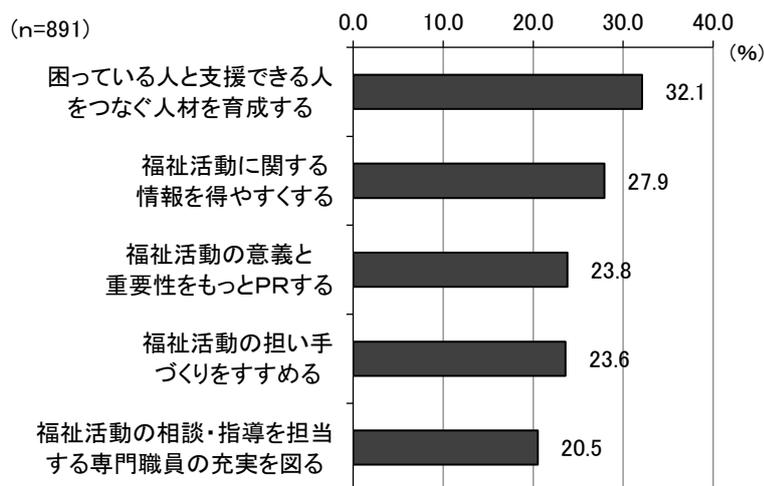
・「あまり入手できていない」が44.0%と最も高い
 ・情報の入手先としては、「広報「きほく」」が47.9%と最も高く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が33.2%



⑦ 地域における支え合いや助け合いで重要なこと

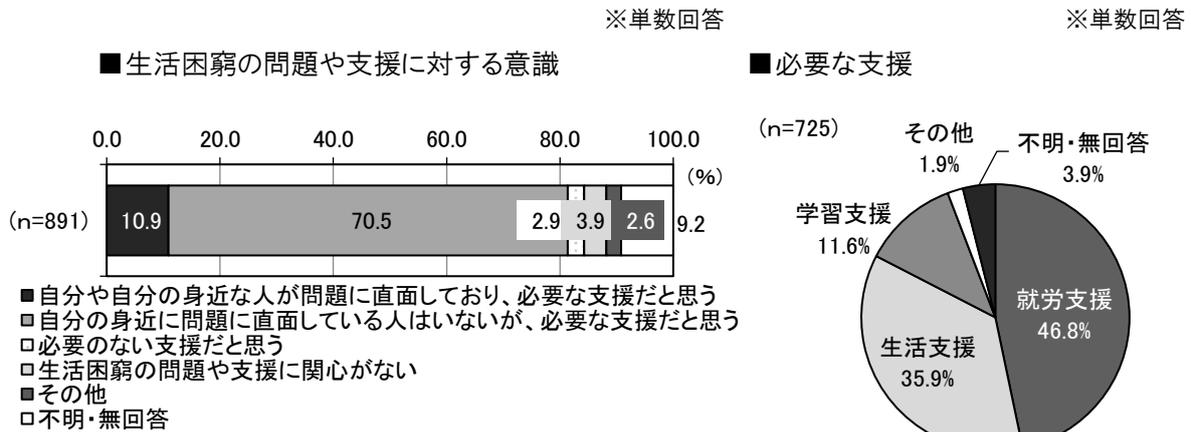
・「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」が32.1%と最も高く、次いで「福祉活動に関する情報を得やすくする」が27.9%

■ 地域における支え合いや助け合いで重要なこと(上位抜粋) ※複数回答



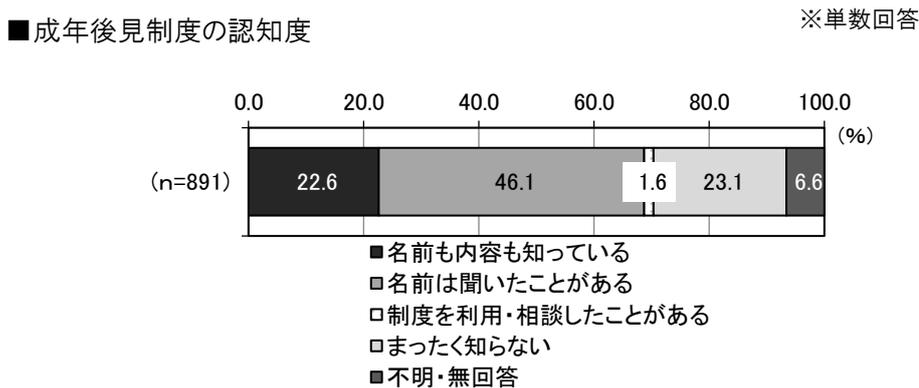
⑧ 生活困窮の問題や支援に対する意識

- ・『必要な支援だと思う(「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な支援だと思う」と「自分の身近に問題に直面している人はいないが、必要な支援だと思う」)』が 81.4%
- ・具体的に必要な支援としては、「就労支援」が 46.8%と最も高く、次いで「生活支援」が 35.9%



⑨ 成年後見制度の認知度

- ・「名前も内容も知っている」が 46.1%と最も高く、次いで「まったく知らない」が 23.1%、「名前も内容も知っている」が 22.6%

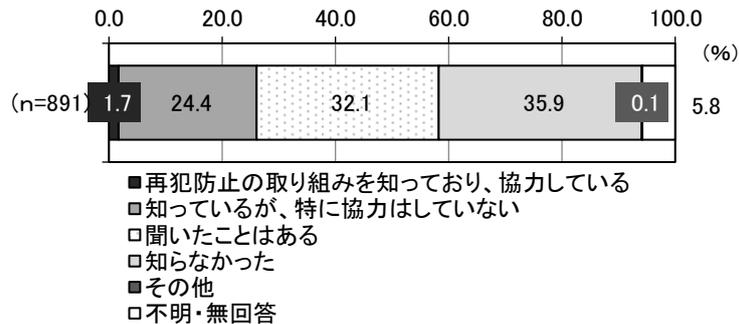


⑩ 再犯防止の取り組みについて

再犯防止の取り組みについて、「知らなかった」が 35.9%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が 32.1%、「知っているが、特に協力はしていない」が 24.4%

■再犯防止の取り組みの認知度

※単数回答

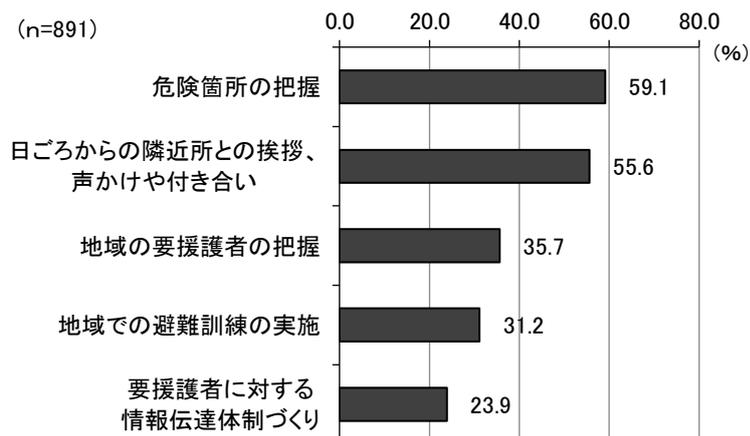


⑪ 災害時の備えとして重要なこと

災害時の備えとして重要なことは、「危険箇所の把握」が 59.1%と最も高く、次いで「日ごろからの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が 55.6%

■災害時の備えとして重要なこと(上位抜粋)

※複数回答



- ・全体では、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が47.1%と最も高く、次いで「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が39.7%
- ・50歳～59歳では「介護を必要とする人やその家族等の話を聞いたり、交流したりすること」の割合も高く47.2%
- ・60歳～69歳では「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」の割合も高く55.1%
- ・好藤地区、愛治地区では「介護を必要とする人やその家族等の話を聞いたり、交流したりすること」が最も高い
- ・泉地区では「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が最も高く46.3%

■どのような福祉のあり方が大切かについて

※複数回答

		問30あなたは、住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか。											
上段:度数 下段:%	合計	て福 学念 ぶや ご考 え度 方、 な ど に び つ す い、	をて つ住 の民 く課 る題 こを と話 の域 の福 合社 えに るつ 場い	ぶい るク と福 祉 問 題 に つ い て 学 て	年子 ども ーへ ズ ア ッ ブ さ ど 、 学 て	な母 ど子 に保 健 い や 子 育 て の 方 法	体す 験る 学人 習の を疑 すの こと 似 体 験 を 必 要 と	り介 、家 、交 流 し た 話 を 聞 い た り す る こ と	の介 護 を 必 要 と す る こ と	の 手 技 術 や 点 字 、 介 護 方 法 等	その他	特 に 必 要 な こ と は な い	不 明 ・ 無 回 答
全体	891 100.0	420 47.1	354 39.7	117 13.1	56 6.3	168 18.9	347 38.9	73 8.2	26 2.9	59 6.6	73 8.2		
年代別	18～19歳	6 100.0	3 50.0	-	1 16.7	-	-	2 33.3	1 16.7	-	-	1 16.7	-
	20～29歳	26 100.0	14 53.8	7 26.9	7 26.9	4 15.4	2 7.7	8 30.8	5 19.2	-	-	2 7.7	-
	30～39歳	64 100.0	30 46.9	21 32.8	12 18.8	13 20.3	20 31.3	17 26.6	14 21.9	-	-	5 7.8	4 6.3
	40～49歳	90 100.0	39 43.3	22 24.4	20 22.2	11 12.2	24 26.7	29 32.2	20 22.2	5 5.6	-	8 8.9	1 1.1
	50～59歳	108 100.0	49 45.4	40 37.0	20 18.5	5 4.6	24 22.2	51 47.2	11 10.2	3 2.8	-	5 4.6	3 2.8
	60～69歳	185 100.0	91 49.2	102 55.1	21 11.4	10 5.4	35 18.9	86 46.5	8 4.3	4 2.2	-	7 3.8	11 5.9
	70～79歳	227 100.0	117 51.5	98 43.2	24 10.6	10 4.4	32 14.1	85 37.4	8 3.5	7 3.1	-	16 7.0	19 8.4
	80歳以上	157 100.0	71 45.2	57 36.3	12 7.6	3 1.9	29 18.5	66 42.0	6 3.8	7 4.5	-	12 7.6	19 12.1
居住地区別	近永地区	295 100.0	151 51.2	117 39.7	44 14.9	26 8.8	60 20.3	109 36.9	37 12.5	14 4.7	-	22 7.5	9 3.1
	好藤地区	125 100.0	55 44.0	50 40.0	18 14.4	8 6.4	20 16.0	60 48.0	8 6.4	4 3.2	-	9 7.2	5 4.0
	愛治地区	97 100.0	43 44.3	42 43.3	12 12.4	6 6.2	21 21.6	43 44.3	10 10.3	2 2.1	-	6 6.2	6 6.2
	三島地区	108 100.0	58 53.7	39 36.1	18 16.7	7 6.5	21 19.4	44 40.7	7 6.5	1 0.9	-	6 5.6	10 9.3
	泉地区	123 100.0	52 42.3	57 46.3	13 10.6	6 4.9	20 16.3	44 35.8	6 4.9	3 2.4	-	5 4.1	13 10.6
	日吉地区	105 100.0	52 49.5	39 37.1	10 9.5	3 2.9	24 22.9	41 39.0	4 3.8	2 1.9	-	8 7.6	10 9.5

3 団体等への調査

(1) 団体ヒアリング調査結果概要

本計画の策定にあたって、町内で福祉活動を行っている団体の現状・課題ならびに今後お考えになられている方向性等を把握し、計画策定の基礎資料とするためヒアリング調査を実施いたしました。

◆団体ヒアリング調査の実施概要

項目	内容
調査対象者	鬼北町内で福祉活動を行っている団体
調査期間	令和4年10月11日から令和4年10月31日まで
調査方法	訪問配布・郵送回収
回収結果	有効回収数:28件 有効回収率:93.3%

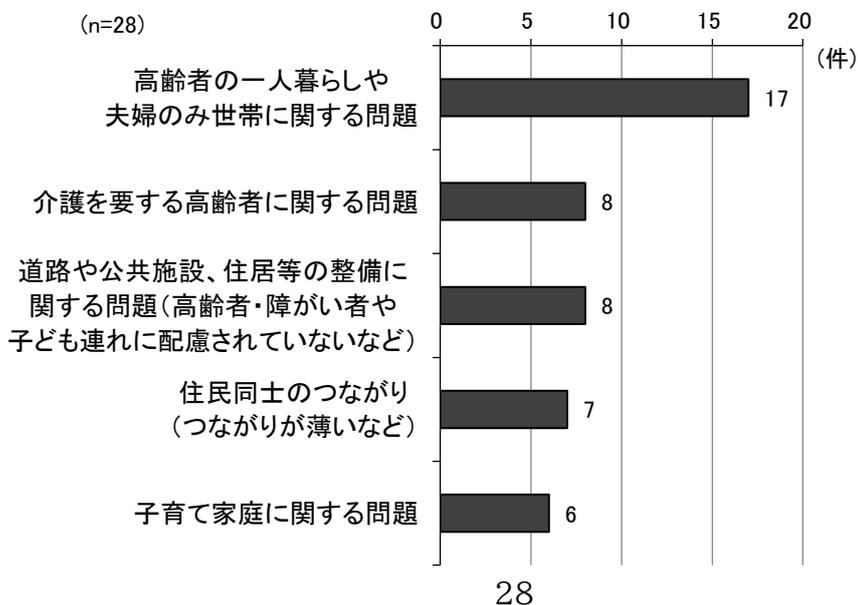
(2) 調査結果

① 鬼北町で特に取り組むべき福祉課題

- ・「高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯に関する問題」が17件と最も多い
- ・具体的な課題としては、「独居の方の安否確認」「家族の支援が得られない世帯への援助」、「老々介護の問題」などがある
- ・「介護を要する高齢者に関する問題」「道路や公共施設、住居等の整備に関する問題(高齢者・障がい者や子ども連れに配慮されていないなど)」が8件

■ 鬼北町で特に取り組むべき福祉課題(上位抜粋)

※複数回答



② 地域活動や社会参加、ボランティアについての課題

※記述式

地域活動・社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ・交通手段がない(6件) 巡回バスの経路まで行けない人たちがいる、移動手段がない 等 ・行事の見直しが必要(4件) 行事、イベントの継続開催のために一部関係者に負担を強いている 行事に興味を持つ人が少なく、役員だけの参加になっている 等 ・ここ2年程の自粛で、イベントがないことが定着しつつある ・高齢者が多くなり活動への参加者が少ない ・地域活動等参加したくても情報が届いてこない
-----------	---

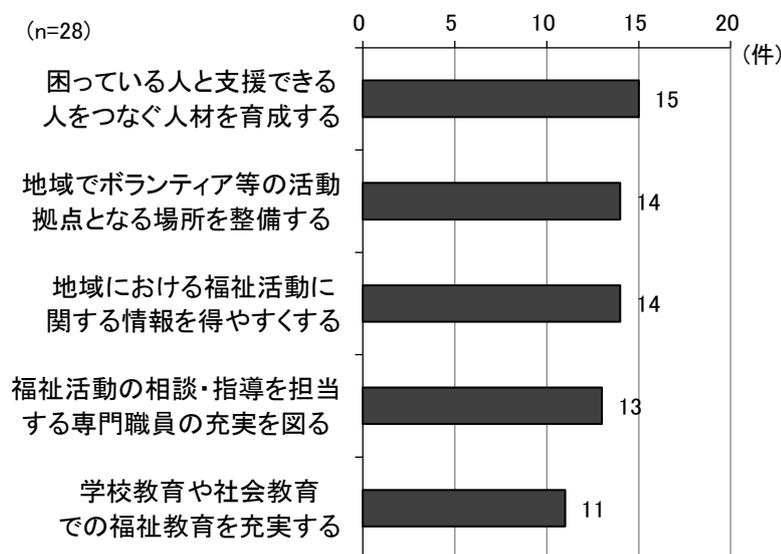
ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の不足(7件) どんなことをしているのかなどの情報が不足している ボランティア活動について具体的な事を知らない人が多い ボランティア講座などが無いので、知る機会がない 等 ・シニア向けのボランティアが多い ・若者の参加が少ない ・ボランティアの育成が弱い ・ボランティアをしたい人が望む活動の把握
--------	---

③ 地域における支え合いや助け合いで重要なこと

- ・「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」が 15 件と最も多い
- ・「地域でボランティア等の活動拠点となる場所を整備する」「地域における福祉活動に関する情報を得やすくする」が 14 件

■ 地域における支え合いや助け合いで重要なこと(上位抜粋)

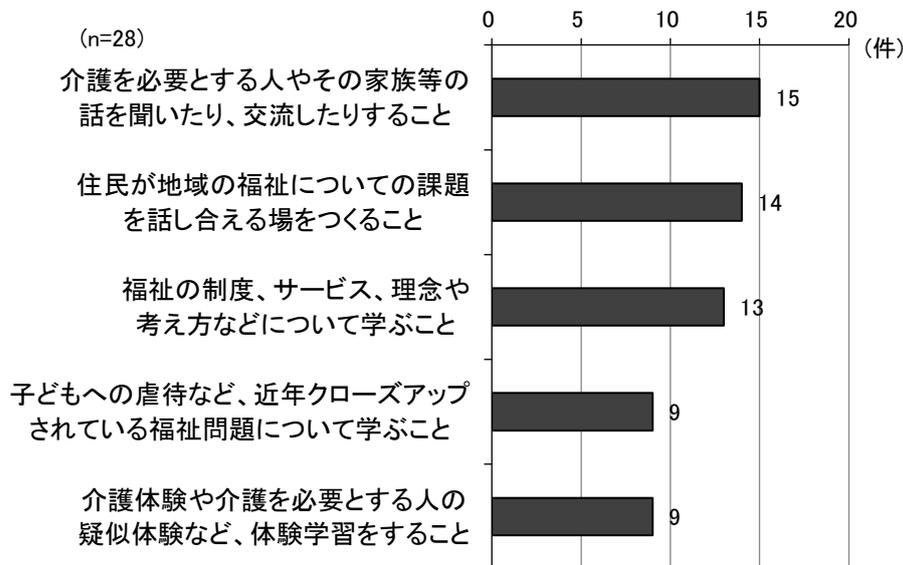
※複数回答



④ 福祉について理解を深めるために必要な機会

- ・「介護を必要とする人やその家族等の話を聞いたり、交流したりすること」が 15 件と最も多い
- ・「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が 14 件

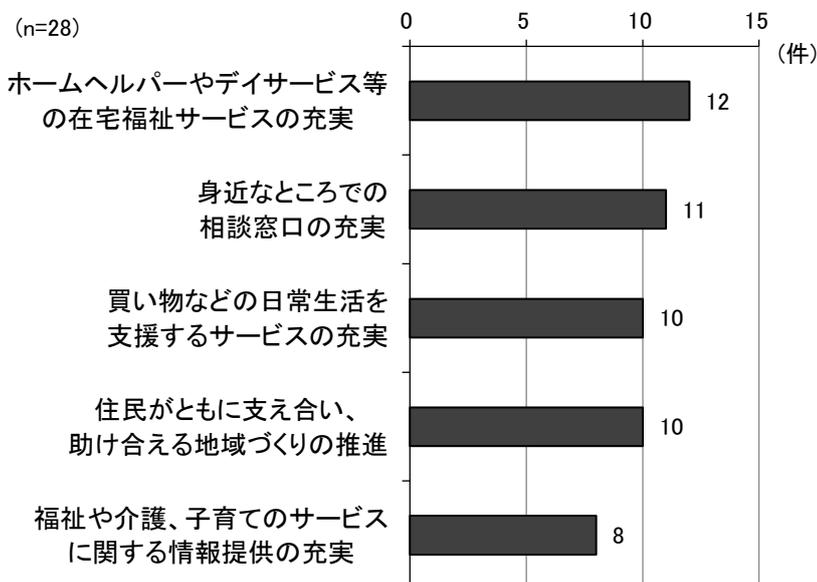
■ 地域における支え合いや助け合いで重要なこと(上位抜粋) ※複数回答



⑤ 今後の鬼北町の福祉のあり方

- ・「ホームヘルパーやデイサービス等の在宅福祉サービスの充実」が 12 件と最も多い
- ・「身近なところでの相談窓口の充実」が 11 件

■ 今後の鬼北町の福祉のあり方(上位抜粋) ※複数回答



4 課題のまとめ

統計資料や町民意識調査、団体ヒアリングなどを踏まえ、本計画を策定する上での4つの課題をまとめています。

課題① 地域におけるつながり強化

町民意識調査によると、地域や福祉活動に対して、全体的には関心をもつ人が8割近くいる一方で、近所付き合いに関しては、20～49歳の幅広い年代において「あいさつする程度」が最多となるなど、地域内でのつながりが希薄化しつつあることが伺えます。

町全体として世帯数や1世帯当たりの人員の減少も進む中、地域福祉の充実を図る上で町民同士の連携意識が不可欠であり、特に若い世代から地域をつながり強化を行うことが必要です。



《町民意識調査より》

- 福祉への関心は、全体で『関心がある』が77.3%。
- 近所付き合いについては、全体で「あいさつをする程度」が24.0%である一方、20～49歳までの比較的若い層では5割程度となっている。

課題② 地域活動の担い手育成

本町では、様々な地域福祉活動を進める上での課題として、人々の参加意識が希薄であることや、担い手不足のほかにも、ボランティア育成のための体制づくりについても指摘されています。

今後、町民の主体的な参加を図っていくため、誰でも参加できるよう地域活動や育成講座等の活発な情報周知を行い、各活動参加のための意識づくりの醸成や人権意識や福祉への関心を高めるとともに、地域福祉の重要性について理解を広めていく取り組みが必要です。



《町民意識調査より》

- 地域活動に参加したことがない人は回答全体最多の4割を超えている。
- ボランティア活動に参加したくない層が34.8%となっている。

《団体ヒアリング調査より》

- 人材育成の重要性が指摘されている。
- 地域活動・社会参加に関しては、高齢者が増え参加者が減っていること、また、ボランティアについては、若者の参加が少ない点が指摘されている。



課題③ 相談窓口の充実

支援を必要とする人の課題は、複雑化・多様化しており、福祉に限らず、保健・医療・教育・就労など、様々な角度からの支援が求められています。町民意識調査や団体ヒアリングの結果、今後の本町の福祉のあり方について、「ホームヘルパーやデイサービス等の在宅福祉サービスの充実」と「身近なところでの相談窓口の充実」が特に重要視されています。地域のつながりの希薄化などがみられる本町においては、課題の早期発見や、適切な支援につなぐための相談窓口の充実が必要です。

福祉サービスについても今後、関係機関同士の情報共有や支援の連携のあり方などについて検討を進め、複雑化する課題への包括的、重層的な支援体制整備を図る必要があります。



《 町民意識調査より 》

- 今後の町の福祉のあり方では、「ホームヘルパーやデイサービス等の在宅福祉サービスの充実」が 39.3%、ついで「身近なところでの相談窓口の充実」が 34.0%と重要視されている。

課題④ 福祉に関する情報提供の推進

地域福祉を推進していく上で、適切な情報発信・情報提供は不可欠です。町民意識調査の結果、福祉に関する情報をあまり入手できていないと感じている町民が4割以上となっています。様々な媒体で情報発信は行っているものの、必要な情報が必要な人に十分に行き届いていない可能性が考えられます。

また、年代によって情報入手の際に活用する媒体が異なることなども加味し、町民目線での情報発信が行われているかを検証し、より多くの町民に届く情報発信の仕組みを構築する必要があります。



《 町民意識調査より 》

- 福祉に関する情報を「あまり入手できていない」人は4割を超えている。
- 情報の入手先は「広報きほく」が 47.9%で最も多くなっている。
- 福祉に関しての理解を深めるために必要なこととして、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が最多の 47.1%となっている。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

地域福祉を推進していくためには、地域で暮らすみんなが担い手となり、すべての町民が地域において孤立することなく、お互いに思いやりを持って支え合い、つながることが重要となっています。

本町においては、隣近所とのつながりの希薄化や地域活動の担い手不足などが課題である一方で、町民の定住意向や福祉に関する興味関心は高いことから、町民同士のつながりを強化し、現在、そして未来の地域福祉(=幸せ)へとつなげるための取り組みが重要となっています。

このことから、本計画では、地域に住む様々な人々や自治組織、関係団体、事業者など、みんなが地域を基盤に課題を共有し、誰もが住み慣れた地域の中で、笑顔で暮らし続けられるまちづくりを推進していくために、「つながりと支え合い 笑顔あふれるまち きほく」を基本理念とします。

「つながりと支え合い 笑顔あふれるまち きほく」



地域福祉推進のために本計画で取り組むべき
SDGs(持続可能な開発目標)の視点

本町では、SDGsの理念を町民みんなで共有し、持続可能な環境・経済・社会を創造するための先駆的な取り組みを進めることとしています。

本計画においても関連が大きい下記の目標について地域福祉を推進する視点として取り入れ、取り組みを進めます。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1〈貧困〉 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2〈飢餓〉 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3〈保健〉 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4〈教育〉 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5〈ジェンダー〉 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6〈水・衛生〉 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7〈エネルギー〉 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8〈経済成長と雇用〉 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9〈インフラ、産業化、イノベーション〉 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10〈不平等〉 国内及び各国間間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11〈持続可能な都市〉 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12〈持続可能な消費と生産〉 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13〈気候変動〉 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14〈海洋資源〉 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15〈陸上資源〉 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16〈平和〉 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17〈実施手段〉 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

2 計画の基本目標

基本理念の「つながりと支え合い 笑顔あふれるまち きほく」を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

地域福祉推進のためには、福祉活動を担う人材の確保と育成が必要不可欠です。

そのため、鬼北町では性別・年齢に関係なく、誰もが地域福祉について学び参画することができるよう、子どもの頃からの福祉教育の推進や生涯学習を通じて町民への地域福祉への意識の醸成と理解促進を図るとともに、高齢者等の活躍の場や地域福祉を支える人材の発掘を推進します。

また、多くの住民が主体的に地域福祉の担い手として自身の力を発揮できるようにするため、支援強化や活動を行うボランティア・NPO活動団体等への支援を行います。

基本目標2 みんなで支えるつながりづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、自治会や町内会等の地域と保健、医療、介護、福祉、就労等の関係機関、行政等によるつながりの構築が重要となっています。

そこで鬼北町では、様々な福祉課題に対応するため、横断的かつ包括的な支援体制を整備し、地域全体で地域福祉の推進に取り組みます。

また、支援を必要とする方へ円滑かつ適切な情報・サービスを提供し、誰もが住みやすく人にやさしいまちを推進し、地域福祉の基盤づくりに努めます。

基本目標3 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

日常生活を営む上では誰もが様々な悩みを抱えて暮らしています。

そこで、鬼北町では誰もが必要なときに気軽に相談ができるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、生活困窮者や要配慮者への横断的な支援を推進するとともに、権利擁護の推進や災害時の支援体制や防犯対策の整備を図り、地域の防災力・防犯力の向上を目指します。

3 施策の体系

基本理念

つながりと支え合い
笑顔あふれるまち
きほく

基本目標 1 地域福祉を担う人づくり

- 基本方針1 地域福祉に対する理解促進
- 基本方針2 福祉を支える人材の育成
- 基本方針3 地域交流活動及び場の充実

基本目標 2 みんなで支えるつながりづくり

- 基本方針1 多様な福祉ニーズに応える体制づくり
- 基本方針2 包括的な相談支援体制整備・充実
- 基本方針3 地域福祉ネットワークの構築

基本目標 3 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

- 基本方針1 生活支援の充実
- 基本方針2 権利擁護の推進と体制強化
- 【鬼北町成年後見制度利用促進基本計画】
- 基本方針3 再犯防止の推進【鬼北町再犯防止推進計画】
- 基本方針4 安全・安心の環境づくり

第4章 施策の展開

基本目標1 「地域福祉を担う人づくり」

基本方針1 地域福祉に対する理解促進

■現状と課題

地域福祉を推進するうえで、町民が本町の福祉の現状や住民相互の助け合い・支え合いの重要性について意識していくことが重要です。しかし、核家族化の進行などにより、地域のつながりが希薄化する傾向にあり、地域における助け合いや支え合いの意識の醸成についてはより一層重要となっています。

本町においても、町民意識調査の結果、福祉に対する関心がある人は8割近くと多い状況にあり、地域福祉を学ぶ機会の提供や福祉に関する活動の支援を進めることで、町民一人ひとりの福祉への理解を広げる必要があります。また、人権に配慮し、互いを尊重し合える町民の意識づくりを行う必要があります。

地域福祉に対する関心が高い現在のまちの状況を活かして、町民レベルで地域福祉に対する意識醸成と理解促進に取り組んでいこう。



■町民・地域の取り組み

町民は…

- 福祉に関心を持ち、ホームページや広報、町社協等にて積極的に情報収集を行いましょう。
- 「地域福祉」の理解を深め、助け合い・支え合いの意識を深めましよう。
- 福祉教育、人権に関する講座やイベントに、積極的に参加しましよう。

地域は…

- 福祉教育や人権教育の講演会やセミナーへの参加を呼びかけましよう。
- 子どもの頃から福祉やボランティアに親しむ機会を作らましよう。

■町(行政)の取り組み

—地域福祉に関する情報発信や周知活動—【重点施策】*

*町民意識調査の結果より、地域福祉に関する情報提供が十分でないと感じている方が多かったことから、町として重点施策と位置付けました。

取り組みや事業	内容
地域福祉に関する広報活動の推進	町のホームページや広報紙などを活用して、町民に地域福祉の考え方を理解してもらうための情報発信を行います。
イベントや行事等への参加促進	本町が主催するイベントや福祉行事等への参加について、町民に向けて広く呼びかけ、地域福祉の考え方を周知します。

—福祉について学ぶ機会の充実—

取り組みや事業	内容
福祉に関する学習機会の提供	高齢者や障がい者に対する基本的理解、福祉・介護などの課題に関する理解が深められる講座を実施し、年代問わず学習・教育機会を増やす取り組みを推進します。
小・中・高における福祉教育の推進	福祉を学び、思いやりの心を育むことができるよう、町社協や事業所、関係団体と連携し、学校における福祉教育を推進します。
子どもたちの地域活動への参加推進	町内の学校と連携し、子どもたちの地域の清掃奉仕活動や環境美化活動を通じ、福祉の理解やボランティア活動の参加を促進します。
差別や偏見の解消	「障害者差別解消法」に基づき差別や偏見についての周知や啓発活動を通じて町民や団体の理解を深め、年齢や障がいなどによる差別や偏見の解消に取り組みます。
人権尊重社会に向けた意識の高揚	町民一人ひとりが人権を尊重する心を身につけることができるよう、鬼北町人権教育協議会を中心に、家庭や地域など様々な場における生涯を通じた人権教育や啓発を推進します。

基本方針 2 福祉を支える人材の育成

■現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、地域で活動に取り組む担い手の確保が不可欠です。

そのためには、趣味や特技、経験を活かした活動を実践できる人材の発掘・育成はもちろん、地域活動への参加に意欲を持つ人の学びの場を充実していくことが大切です。

本町においては、地域活動やボランティア活動に参加したことがない人の割合が高いため、適切な働きかけを行い、地域福祉活動に触れるきっかけづくりなどから、専門的な知識を持って主体的に活動できる人材の育成に向けて関係機関との連携した取り組みが必要です。

また、継続的な地域福祉活動を推進するために、既存の活動団体等への支援も行う必要があります。

特に、これからの本町を担っていく若い世代は将来まちのために、今から地域福祉の活動に積極的に携わって行きましょう。



■町民・地域の取り組み

町民は…

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加しましょう。
- あいさつや見守り活動等、できることから参加し、近所の方と日常的に支え合い・助け合える関係を築きましょう。

地域は…

- 地域活動を周知するとともに、積極的な参加を呼びかけましょう。
- 活動団体は、子どもから大人まで参加しやすい活動内容を検討しましょう。
- 団体間、行政等と連携し、地域活動に関する情報提供を行いましょ。
- 地域の担い手となる人材の発掘や育成を行いましょ。

■町(行政)の取り組み

—福祉人材の育成—

取り組みや事業	内容
認知症サポーターの養成	地域における認知症高齢者への理解促進と支援拡大に向けて、講師を町から派遣し、認知症サポーターの養成に取り組みます。また、子ども向けに「認知症キッズサポーター」講座を行い、若年層からの福祉教育及び人材育成にも取り組むとともに、サポーターの活動の場づくりを行います。
団体活動における人材育成支援	民生児童委員や社会福祉協議会、ボランティア・NPO団体等の担い手を育成するための取り組み支援や地域活動の充実に向けた環境整備を推進します。
アクティブシニアへの働きかけ	定年を迎えて、生活拠点が地域へと移行した人や、元気な高齢者等に対して関係団体と協力し、ボランティア団体の活動を紹介する機会を設け、参加を呼びかけます。

—活動団体等への支援—

取り組みや事業	内容
地域活動情報の提供体制の充実	各種ボランティア情報や町民活動団体等の情報を広報やホームページ等で適切に発信することで、効果的な活動の周知に努めます。
団体活動への支援強化	地域で活動する自治会、婦人会、老人クラブ等の自主的な福祉活動を促進するため、活動場所の提供、専門職の派遣、情報の提供などの支援を行います。
ボランティア活動の推進	社協と連携し、ボランティアによる福祉活動の広がりを推進し、ボランティア団体の育成をはじめ、様々な団体への活動の働きかけや情報提供、交流の場の提供、普及啓発などにより、住民のボランティア活動を育成、支援します。

基本方針3 地域交流活動及び場の充実

■現状と課題

生活様式の変化や核家族化、さらには個人情報保護への配慮などから、隣近所での付き合いは希薄化し、人と人とのつながりは弱くなってきています。

本町においては、高齢化率が46.0%(令和4年現在)と全国平均と比べても高い高齢化率であることが特徴です。また、町民意識調査の結果、ご近所付き合いについては「家を行き来するなど親しく付き合っている」と答えた人は全体で2割ほどにとどまっており、地域における関わり合いの程度は低い状況になっています。

町民の連帯感を育み、顔の見える関係を築くためにも、日ごろから地域のつながりを強める意識を町民みんなで共有するとともに、高齢者、障がい者、子どもなども含めた地域内の交流活動を充実させ、地域において支援が必要な人を見守り、町民同士がつながるためのコミュニティづくりが必要です。

自分だけではなく、身の回りの人たちを大切に、みんなで笑顔になれる鬼北町にしていこう！



■町民・地域の取り組み

町民は…

- 家族や友人たちと声をかけながら地域活動に参加しましょう。
- 各地区を越えた交流・情報共有を行いましょう。

地域は…

- 地域にある公共施設を活用し、町民の集う場や機会を充実させましょう。
- 気軽に参加できる地域活動やボランティア活動に取り組みましょう。

■町(行政)の取り組み

—様々な交流や居場所づくり—

取り組みや事業	内容
地域の居場所づくり	地域子育て支援拠点事業などに基づいた「地域を支える居場所」の確保や、町社協の事業の一つである「ふれあい・いきいきサロン」の設置推進を中心として、世代や属性を越えた地域参画や情報発信などを行うための運営支援を行います。
各種イベントなどへの参加促進	クロッケー大会をはじめ、各種スポーツ大会やレクリエーションにおいて、様々な人が気軽に参加できるような交流の場の創出に努めます。
世代間交流による相互理解の促進	各小学校単位で、各地区公民館の協力により、稲作(田植え、稲刈り)、餅つき、正月飾りの制作などを高齢者と児童が一緒に行うことで地域における古くからの文化に触れる機会を持ち、異なる世代間の交流を図り、相互理解を促進します。
高齢者の交流及び活動の場の確保	老人クラブや各種団体の活動を主として、地域の方々との交流の場を創出し、町社協とも連携して高齢者の生きがいづくりに向けた取り組みを行います。

—既存施設の活用と地域拠点の整備—

取り組みや事業	内容
地域福祉拠点の活用	「中央公民館」など町が運営する施設の活用をはじめ、町が運営を委託している指定管理者とも連携して、地域活動の拠点確保に向けた支援を行います。また、町社協が行う「ふれあい・いきいきサロン」事業を通じて、地域課題への取り組みを支援します。
地域の活動拠点への助成や各種支援	地域活動を行うにあたり重要な拠点について、その整備などのための助成や各種支援を行います。

基本目標2 「みんなで支えるつながりづくり」

基本方針1 多様な福祉ニーズに応える体制づくり

■現状と課題

各種福祉サービスの法制度の改定を背景に、福祉サービスが複雑化しており、町民にとっては適切なサービス選択や利用が難しくなっています。

本町においては町民意識調査の結果、福祉サービスの情報の入手が「あまりできていない」と回答した町民が44.0%と4割以上となっており、情報入手先は「広報きほく」やインターネット、新聞など年代によって様々であるため、各種媒体を用いた情報周知が必要となっています。

多様で複合的な課題を抱える人の支援に向けて、様々な媒体を用いた支援制度やサービスの情報提供や福祉サービスの展開が求められています。

ひとりで様々なことに悩んでいる人に対して
皆が手を差し伸べてあげられるようなまちづ
くりをしよう



■町民・地域の取り組み

町民は…

- 鬼北町の福祉サービスについて、日ごろから情報収集に努めましょう。
- 身近な人と福祉サービスについて情報を共有しましょう。
- 身の回りに悩んでいる人や困っている人がいれば話を聞き、必要な制度・福祉サービスへつながりましょう。

地域は…

- 地域の福祉ニーズについて事業者や社協、行政に情報を提供しましょう。

■町(行政)の取り組み

—福祉サービスの充実—

取り組みや事業	内容
福祉サービスの充実	各福祉分野で実施する福祉サービスの充実・提供を図ります。 また、事業所へのサービス内容・評価の開示や第三者評価制度の周知を図るとともに、事業者の指導・監督を行い、支援が必要な方が適切なサービスを選択・利用できる体制の整備を推進します。
町職員のスキル向上と育成体制の強化	町職員が責任と自覚を持ち、能力を十分に発揮できる環境を整備して、効果的なサービス提供と多様な福祉ニーズに対応した新たなサービスの検討に向けた町職員の育成を行います。

—福祉サービスに関する情報周知—

取り組みや事業	内容
福祉サービスの情報提供・周知啓発	町の広報紙やホームページなどの媒体を活用し、福祉サービスに関する情報を正確かつ迅速に発信します。
適切なサービスの選択に向けた仕組みづくり	町社協をはじめとする関係機関と連携し、福祉サービスを利用したい町民が適切に利用できるような促す仕組みづくりを行います。
情報のバリアフリー	町民誰もが必要とする情報をいつでも手軽に入手できるよう、町の広報紙やホームページなどを活用した情報提供のさらなる充実を図るとともに、あらゆる立場の人の利用を前提とした情報やサービスの使いやすさとユニバーサルデザインの向上に努めます。

基本方針 2 包括的な相談支援体制の整備・充実

■現状と課題

町民の困りごとが発生した際に、適切な福祉サービスや関係機関につなげていくための入り口として、相談体制の整備は重要となっています。

本町においても、町民意識調査や団体ヒアリング調査の結果、身近なところでの相談窓口の充実が重要視されており、身近な相談体制の充実と町民への相談窓口の周知を行う必要があります。

さらに、高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者、社会的孤立者等が抱える複合的な相談に身近な地域で対応できるよう、各分野の枠を越えた横断的かつ包括的な相談支援体制の整備についても求められています。

一人ひとりの困りごとに地域全体でしっかり
耳を傾け、少しでも解決の糸口を見つけるた
めの体制が整った鬼北町にしていこう！



■町民・地域の取り組み

町民は…

- 各種相談窓口を把握しましょう。
- 身近な人から相談を受けたら、必要に応じて専門機関につなげましょう。
- 子どもも大人も相談しやすい環境づくりに協力しましょう。

地域は…

- 事業者は、サービス利用者だけでなく、地域住民や地域団体からの相談に応じるよう努めましょう。
- 地域内で福祉サービスや行政の取り組みに関して情報共有しましょう。

■町(行政)の取り組み

—相談窓口の充実・周知—【重点施策】*

*町民意識調査の結果より、身近な相談窓口の充実を求める声が多かったことから、町として重点施策と位置付けました。

取り組みや事業	内容
相談窓口の周知	住民に何かしらの困りごとが生じた際、どこに行けばいいか分からないということがないように、広報紙・ホームページ等を用いて各種相談窓口の周知と情報提供を推進します。

—気軽に相談できる体制づくり—

取り組みや事業	内容
身近な相談窓口の整備	相談窓口や体制について情報発信し、気軽に相談しやすい雰囲気づくりを行い、身近な相談体制の仕組みづくりを行います。
相談支援体制の充実	町内相談支援体制の強化のため、定期的な連絡会の実施による情報交換と課題・ケース共有を行います。また、基幹相談支援センターの設置、自立支援協議会の開催を行い相談支援体制の強化に努めます。
鬼北町地域包括支援センターの活用	鬼北町地域包括支援センターを、身近な相談機関として位置づけ、高齢者の多様なニーズに対応しながらきめ細やかな支援に取り組み、鬼北町でその人らしく暮らしていけるよう支援します。
鬼北町子育て包括支援センター「おにっこ」の活用	子育てに悩む保護者やその児童(18歳未満)を、関係機関と連携して包括的に支援し、その家庭が孤立することなく相談できるよう、身近な相談窓口として開設します。

基本方針3 地域福祉ネットワークの構築

■現状と課題

町民の多様な困りごとに対しては、一面からの支援をするのではなく、分野間や地域間、団体間の連携のもと多面的に解決にあたることが求められています。そのためには様々な地域の主体や関係機関が互いの役割を果たすとともに、協力し、連携するネットワークの構築を進めていくことが重要です。

本町においては、町民相互の見守り意識も重要である一方で、それだけでは必要な支援につながらない、十分な支援が受けられていない人への多分野・多機関で包括的に支える体制づくりを全町的なものとしていけるように目指します。

町民・行政・関係機関などが相互に連携し、
鬼北町の地域福祉を推進するための強靱なネ
ットワークづくりをしていこう！



■町民・地域の取り組み

町民は…

- 地域で行われている見守り、声掛け活動に参加しましょう。
- 困りごとを抱えている人の相談を受け出来る範囲で支援しましょう。
- 自分たちで解決が難しい問題は抱え込まず、地域や社協・行政に相談しましょう。

地域は…

- 地域間・団体等のつながりを深め、見守りのための組織づくりを行いましょう。
- 地域・団体ごとの特徴を活用し合いながら、地域活動を実施しましょう。

■町（行政）の取り組み

—多分野・多機関による重層的な支援体制の構築—

取り組みや事業	内容
包括的な支援のための連携の推進と福祉ニーズへの対応	福祉サービスへのニーズの把握に努めるとともに、利用者からのニーズに対応できるよう、事業者の参入促進に努め、事業者への助言・指導・支援も行います。 また、生活支援コーディネーターを中心として、地域の支え合いのネットワークづくりを図ります。
総合相談体制の構築	民生児童委員や各種相談窓口などで受けた相談については、複数の機関や福祉分野以外の関係機関との連携や協働に向けて、体制整備に取り組みます。
地域包括ケアシステムの充実	高齢者だけでなく、障がいのある人やその他の支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して生活を送り続けられるよう、保健・医療・福祉等のサービスを包括的・継続的に提供できる体制づくりを推進します。
福祉分野を超えた参加支援と地域づくり	地域支援事業や生活支援体制整備事業、生活困窮者支援等の地域づくり事業をベースに、分野や領域ごとに行われていた取り組みの拡大・協働・交流を行っていきます。
包括化と重層化による伴走支援	福祉における様々な相談拠点において、包括的な相談の受けとめを行います。複合的な課題に対して支援が必要な場合は、多機関協働事業につなげ、重層的支援会議にて情報共有と役割分担を行い継続的な支援のあり方を検討していき、個々のニーズに合わせた支援を行っていきます。

—地域活動団体との交流や情報発信—

取り組みや事業	内容
地域活動団体の連携支援	分野が異なる様々な町民活動の相互交流・連携を支援します。 また、各種団体の連携による重層的な取り組みが展開できるよう、団体同士の情報共有や意見交換を行うことができる場や機会を提供します。
個別支援会議の開催	個々の状況に応じた生活支援ができるよう、各関係機関との個別支援会議を開催し、支援内容を検討します。

基本目標 3 「誰もが安全安心に暮らせるまちづくり」

基本方針 1 生活支援の充実

■現状と課題

地域の生活課題は多様化・複雑化しており、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとの相談・支援体制だけでは対応が難しいケースが増えてきています。支援を必要としている人が適切な支援を受けられるよう、福祉体制の整備や、福祉サービスの充実が求められています。

本町においても、要支援・要介護認定者数 899 人、障害者手帳所持者数 626 人(令和4年3月末現在)など、支援を必要とする人は一定数存在しており、その中でも、ひきこもりや生活困窮などの複合的な困難を抱えている人も内在しています。支援を必要としている人に対しては、その困難さに寄り添い包括的に支援を行うことだけにとどまらず、その人らしい生き方ができる地域の環境づくりが必要です。

様々な課題を抱える人たちが周囲との壁を感じることなく、自分らしい生き方ができる鬼北町にしていきたいと思います。



■町民・地域の取り組み

町民は…

- 地域でできる支援について、話し合しましょう。
- 地域に生活の問題を抱えた方がいたら、行政や地域の民生児童委員への情報提供に努めましょう。
- 各々が生活困窮や法整備等への理解を深め、支援が必要な方へ情報提供を行えるよう努めましょう。

地域は…

- 地域ぐるみで積極的に学習・活動の輪を広げ、必要とされる制度の狭間となる福祉サービスなどの創出につなげましょう。

■町(行政)の取り組み

—各種福祉分野に対する生活支援—【重点施策】*

*町民意識調査の結果より、福祉の充実を求める声が多かったことを踏まえ、町として各種福祉分野における各種支援の充実を重点施策と位置付けました。

取り組みや事業	内容
子育て支援の充実・強化	『鬼北町子ども・子育て支援事業計画』に基づき、地域子育て支援拠点の充実をはじめ、一時預かり事業の充実、ひとり親家庭や妊産婦への支援など、地域における子育て支援を充実させます。また、ようこそ鬼北っ子応援給付金事業を新たにスタートするなど支援の幅を拡大していきます。
高齢者福祉施策の充実・強化	『鬼北町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画』に基づき、支援の必要な高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅福祉や介護保険サービスなど各種施策を充実させます。
障がい者支援の充実・強化	『鬼北町障がい者計画』及び『鬼北町障がい福祉計画・障がい児福祉計画』に基づき、地域生活支援拠点等の整備をはじめ、障がい者の福祉サービス基盤や自立支援等を充実させます。
心と体の健康づくりの推進	『鬼北町健康増進計画』に基づき、乳幼児から高齢者までの心と体の健康づくりや食生活改善等の周知啓発を行うとともに、各種支援を充実させます。

—就労の支援—

取り組みや事業	内容
就労支援の実施	ハローワークや NPO 法人との連携により引きこもり等長きに亘り無業状態にある方の就労支援に向けて幅広い情報提供をします。
高齢者に対する就労支援の実施	高齢者の意欲と能力に応じて就労できる機会の確保を図るため、シルバー人材センターの事業を支援し、高齢者の働く場の確保に向けて取り組みます。
障がいのある方への就労及び定着支援	ハローワーク等の関係機関との連携を図り、一人ひとりに応じた就労支援・就労定着支援を実施する体制の整備を図ります。 また、『障害者優先調達推進法』に基づき、障害者就労支援事業所の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。

—生活困窮者等への支援—

取り組みや事業	内容
生活困窮者自立支援事業の推進	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、町社協やNPO 法人などと連携しながら生活困窮者に対するさまざまな支援を行い、生活困窮者の自立の促進に努めていきます。
独居高齢者への食の支援及び安否の確認	独居で、支援を必要とする高齢者(障がい者を含む)を中心に配食サービスを実施し、孤立の予防と見守りを兼ねて地域の民生児童委員が訪問し、弁当を届けます。

コラム

生活困窮者自立支援制度とは？

生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、自立に向けての包括的かつ継続的な支援を行います。

●生活困窮者自立支援事業の概要

ご相談により、本人が抱えている課題を把握し、具体的な支援プランを一緒に作成し、専門の支援員が相談者と寄り添いながら、他の機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

●相談窓口

鬼北町社会福祉協議会

愛媛県北宇和郡鬼北町近永782

TEL:0895-45-3709



基本方針 2 権利擁護の推進と体制強化【鬼北町成年後見制度利用促進基本計画】

■現状と課題

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、子ども等の虐待は社会問題として深刻化しており、社会全体で支え合うことが重要となっています。

本町においては、成年後見制度の認知度は、名前を知っている程度の人が46.1%と比較的高い一方で、まったく知らない人も23.1%となっており、まずは成年後見制度についての正しい知識を広めるなどの制度の周知を図る必要があります。

そこで、認知症や知的障がい、その他精神上の障がいなどによって判断能力が十分ではない人を含むすべての町民が、安心していきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指し、早期発見・対応のための地域ネットワークや権利擁護のための支援体制をより一層強化していく必要があります。

■町民・地域の取り組み

町民は…

- 権利擁護の重要性や成年後見制度について情報収集に努め、理解を深めましょう。

地域は…

- 地域に権利擁護の必要がある人がいることに気づいたら、民生児童委員や町の相談窓口へつなぎましょう。

■町(行政)の取り組み

—利用者に寄り添った権利擁護の推進—

取り組みや事業	内容
虐待などの早期発見・早期対応	高齢者や障がい者、児童などに対する虐待等の予防及び早期発見・早期対応に向け、民生児童委員や保健師、各事業所等と連携し、虐待を含めた権利擁護を推進します。また、相談内容によっては権利擁護センター「ピット」につなげます。
利用者の意思尊重の徹底	成年後見制度の利用が必要な人に対して、どのような支援が必要か、課題は何か、後見人等にどのような支援を求めるのか等、専門職も交えて整理し、本人の意思が尊重される制度利用を目指します。

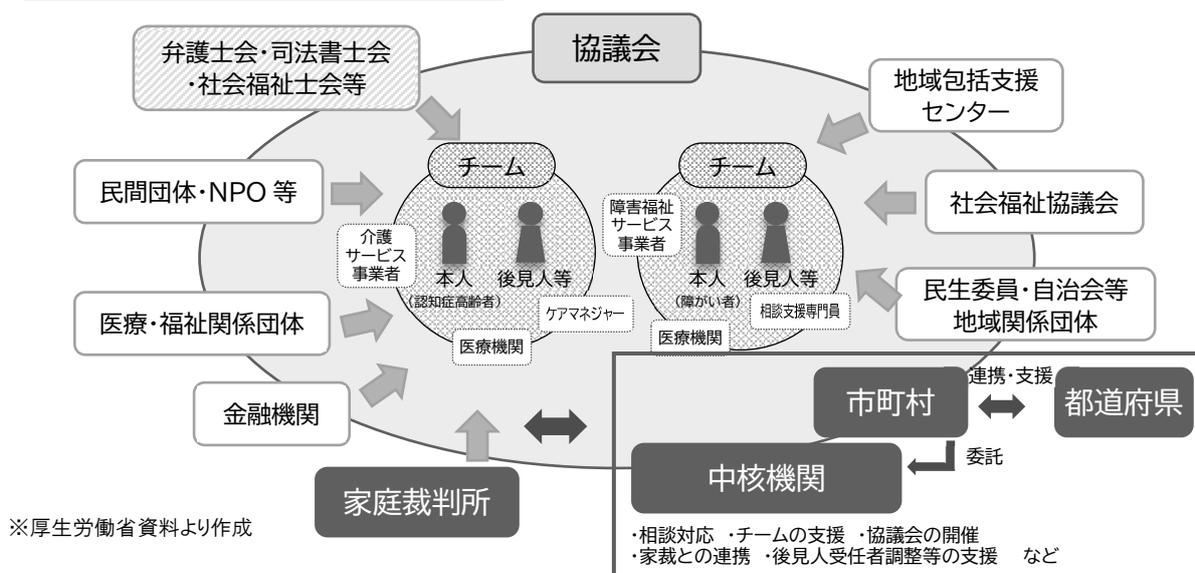
—利用促進のための周知・啓発と利用環境の整備—

取り組みや事業	内容
制度の利用促進についての周知・啓発	成年後見制度の利用促進に向け、広報紙やホームページなどを用いて町民への周知・啓発に取り組みます。
相談窓口機能の充実	状況や情報を共有し、相談に対して適切な助言や情報提供を行い、必要な支援につなげられるよう、相談窓口機能の充実・強化を図ります。
申し立てのできない人への支援	判断能力が不十分で、家族や親族から支援が受けられない人に対して、関係機関と情報共有を行い、町長申し立ても含め、適切な制度利用に向けて支援します。

—地域連携ネットワークづくり—

取り組みや事業	内容
地域連携ネットワークの構築	本人を中心として関係団体や専門機関で構成する地域連携ネットワークを構築し、地域資源を活用しながら継続的な支援を行うことのできる仕組みづくりを進めていきます。
広域的な権利擁護の推進	地域において、権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、中核機関(宇和島市社会福祉協議会)及び地域連携ネットワークの考えのもと、1市3町(鬼北町、宇和島市、愛南町、松野町)における広域での連携、対応強化に取り組みます。

地域連携ネットワークのイメージ



基本方針3 再犯防止の推進【鬼北町再犯防止推進計画】

■現状と課題

刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率(再犯者率)は約50%に及ぶなど、安心して暮らせる地域社会の実現に向け、「再犯」をどのように防いでいくかが重要課題となっています。

町民意識調査の結果、本町においては、再犯防止の取り組みに関する認知度は「知らなかった」とする割合が35.9%と最も多く、取り組みの周知を図るとともに、取り組みに対する理解促進を行い、地域全体で更生支援を行う機運を高める必要があります。

そこで、関係機関や民間団体等が連携・協力して、犯罪を犯した人への円滑な社会復帰の促進に取り組むことで、安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。

■町民・地域の取り組み

町民は…

- 保護司等の更生保護ボランティア活動に対して理解を深め、協力しましょう。

地域は…

- 地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みについて理解を深め、意識向上に努めましょう。

■町(行政)の取り組み

—再犯防止に関する広報・啓発活動の推進—

取り組みや事業	内容
再犯防止に関する広報・啓発活動	犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の立ち直りを考える取り組みである「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間(7月)」等の広報や、保護司などの更生保護に携わる主体の活動を周知します。

—再犯防止に向けた支援—

取り組みや事業	内容
社会復帰に向けた支援	刑務所出所者等の社会復帰に向けて、協力雇用主登録の増加、コレワーク四国との連携等の就労支援や住まいの確保、保健・医療・福祉サービスの利用等、関係機関と連携しながら包括的な支援を行います。
社会貢献活動の推進	犯罪をした者などが、地域におけるさまざまな貢献活動を通して達成感や自己有用感を感じることで、再犯の抑止につながるよう、社会貢献活動の受け入れ施設を増やすなど、社会貢献活動を推進します。
更生保護活動への支援	保護司等の活動について、宇和島地区保護司会鬼北分会への補助金を支出するなど、包括的な支援を行います。
国・地方協働による施策の推進	総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力に努めます。
刑事司法関係機関等との連携	犯罪をした者などが地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関、松山保護観察所、「松山法務少年センター（松山少年鑑別所）」等との連携に努めます。
学校などと連携した支援	学校などと連携した講演会の開催や出張講座を実施し、児童生徒への啓発を行います。 また、非行歴のある少年の立ち直りを支援するために、学校ごとに適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮にも努めます。

コラム

犯罪予防活動を知ろう！

犯罪予防活動とは、犯罪や非行の予防のために、住民の理解促進や犯罪の原因となる社会環境の改善等に努める活動のことをいいます。

更生保護における犯罪予防活動は、それぞれの地域において、保護司をはじめとする更生保護ボランティアを中心に、地方自治体や地域の関係機関等と連携して進められています。

犯罪の繰り返しを防ぐためには、犯罪や非行をした人の抱える「生きづらさ」を解消し、地域社会における「息の長い」支援が必要です。



地域には、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える「保護司」という民間のボランティアがいます。社会復帰に向けた様々な活動を行い、犯罪予防に向けた大事な役割を担っています。

基本方針4 安全・安心の環境づくり

■現状と課題

地域に住む誰もが安全・安心に日常生活を送るためには、生活環境の整備が重要です。年齢や性別、心身の状態に関らず、誰もが自由に外出し、社会参加できる地域づくりが求められています。

町民意識調査の結果、本町においては災害発生時の避難場所の認知度について「知っている」と回答した割合は87.0%と高い数値である一方で、災害時の困りごとについて最も多かった意見として「災害時の緊急連絡先や方法が分からない」といった意見があげられるなど、安全・安心の実現に向けてさらなる取り組みが求められるとともに、道路や空き家など、交通・住環境の整備についても推進する必要があります。

また、安全・安心な暮らしを実現するためには、災害時に関してのことだけでなく、事故や犯罪の起こりにくい防犯体制も併せて進めていく必要があります。

鬼北町に住むみんなが、安全に安心して生活することのできるまちにしていこう！



■町民・地域の取り組み

町民は…

- 日ごろから、隣近所で声をかけ合い、災害時に助け合える関係づくりに努めましょう。
- 防災訓練や自主防災組織活動に参加し、防災意識を高めましょう。
- 防犯に関する情報を入手し、犯罪に遭わないよう意識しましょう。
- 交通マナーを守り、日ごろから交通安全に努めましょう。

地域は…

- 防災訓練や自主防災組織活動を定期的に行いましょう。
- 災害時の要支援者や避難場所について町、関係機関と情報共有を図りましょう。
- 防犯に関する情報や不審者の情報は行政や警察と共有しましょう。

■町(行政)の取り組み

—災害時の備えに関する取り組みの推進—

取り組みや事業	内容
自主防災意識の向上	町民の防災に関する知識や自助・共助の意識向上、地域の防災力向上に向け、町社協とも連携し、防災講座や自主防災組織に対する助成、災害ボランティア養成講座などを実施し、町民の自主防災意識の向上につなげます。
互助・共助による助け合いの促進	町社協と連携し、災害時に一人では避難ができない人などに対する日常的な見守り活動を支援し、地域全体での互助・共助による助け合いを促進します。
避難行動要支援者の避難対策の促進	『地域防災計画』に基づいて災害時に一人では避難ができない避難行動要支援の対象者の選定やそれに基づく避難行動要支援者の把握、避難支援プランの作成につなげます。また、地域の実情を知る自主防災組織や民生委員等の協力を得ながら、災害時の避難対策に努めます。
福祉避難所の整備充実	災害時、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の確保と環境の充実を図ります。
災害ボランティアセンターの活動推進	スムーズな被災者支援が行えるよう、災害ボランティアセンターに対する活動支援を行います。

—防犯対策の推進—

取り組みや事業	内容
消費生活相談窓口の推進	消費生活に関する情報提供、詐欺などにあつた際に相談できる窓口である鬼北町消費生活相談窓口の周知活動に加え、消費者の適切な購買活動を支援するとともに、被害の未然防止に努めます。
見守り活動の推進	民生児童委員をはじめ、福祉関係団体等と地域内の情報を共有し、最新の实情に即した見守り活動を推進します。
防犯体制の充実	犯罪のない安全安心なまちづくりの実現に向け、防犯灯や防犯カメラの適切な維持管理を図り、良好な防犯環境の確保に努めます。
空き家対策の推進	『鬼北町空き家等対策計画』に基づき、空き家所有者に対し適正管理の啓発を行うとともに、防災・犯罪等の地域の生活環境の保全に努めます。

—バリアフリーの推進—

取り組みや事業	内容
地域のバリアフリー化	『鬼北町公共施設個別施設計画』に基づき、公共施設や公園などの整備及びバリアフリー化を促し、より良い環境づくりを行います。
移動手段の維持・確保	『鬼北町地域公共交通計画』を踏まえ、外出支援サービス事業を行うなど、通院や買い物などの際に、誰もが移動手段に不自由さを感じることのない、快適な移動環境の確保に努めます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉を推進するためには、行政や事業者が提供するものだけでは不十分で、住民一人ひとりが地域の主役となり、互いに助け合い、協力し合い、地域が協働で福祉のまちづくりを行うことが不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動する関係組織・団体、ボランティア、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり主体性をもちながら、包括的に取り組むことが重要です。

1. 町民の役割

住民は、一人ひとりが地域福祉に対して関心を持ち、学び、理解を深めていくことが重要で、そのためには、日ごろからあいさつや声かけ、地域活動への主体的な参加等を通じて、顔の見える関係を築き、支え合い・助け合いの心を育むことが必要です。

団塊の世代をはじめとする高齢の人たちは、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の重要な担い手として、若い世代への継承など人材育成につなげるよう積極的に参画することも大切です。

2. 地域の組織・団体の役割

町内会・自治会等の地域の活動団体は、組織的に地域福祉を支える基盤となっており、今後はさらに地域での役割が重要となってきます。町民の多様な福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、町民への福祉活動にとどまらず、活動内容の各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。

また、民生児童委員に関しては、身近な地域における相談相手として、支援を必要とする方の早期発見に加え、町社協や行政等との連携した活動も期待されます。

3. 福祉サービス事業者の役割

サービス事業者については、サービスの質の確保や従事者の資質の向上、サービス内容の情報提供、利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、町民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

4. 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域の関係機関や団体と連携し、地域のつながりと支援の輪を広げていくという重要な役割を担っています。

それを果たすために、本計画に基づき、地域の福祉活動を担う組織・団体との連携のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

5. 行政の役割

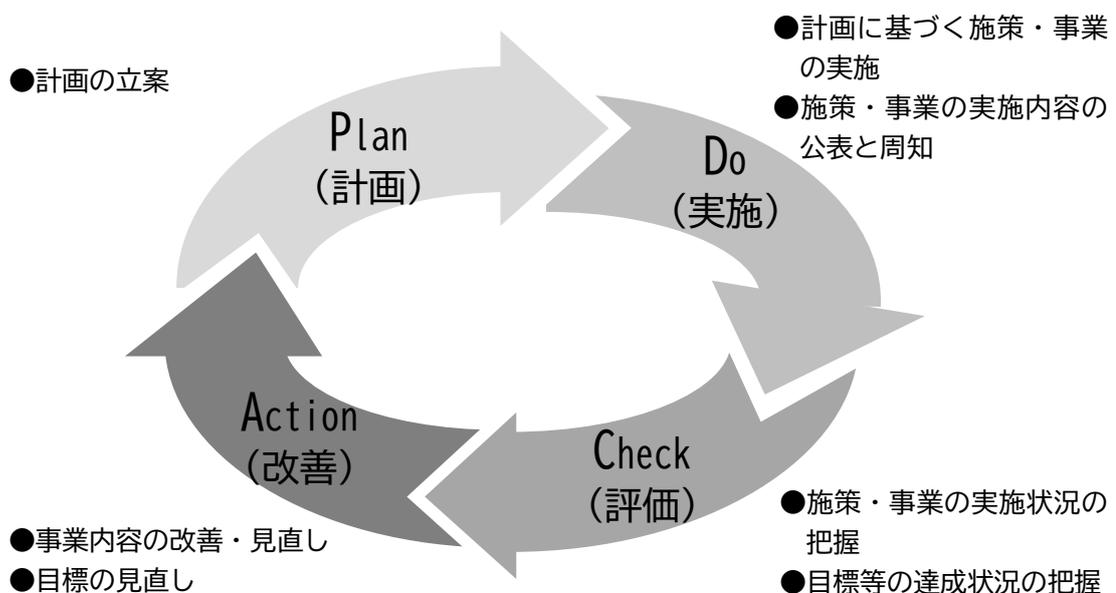
行政は本計画の施策・事業を総合的に実施し、地域福祉の推進に取り組みます。

円滑な地域福祉の推進のために、町社協や地域活動団体、サービス事業者等と連携・協働し、住民のニーズを十分に把握しながら、福祉施策の総合的な推進を図る役割を担います。

また、庁内関係者のみならず、医療や介護、保健、就労等の関係機関のほか、福祉以外の分野とのネットワークを強化し、さまざまな分野を横断的につなげ、包括的な地域福祉の推進に努めます。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、庁内の関係各課や関係機関との連携を図り、計画の進捗管理を行っていきます。また、PDCA サイクルに基づき、必要に応じて、取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。



資料編

1 鬼北町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、鬼北町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、鬼北町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定及び計画に基づく施策について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会に委員長1人を置き、委員が互選する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 社会福祉関係者

(3) 地域住民の組織に所属する者

(4) 前3号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事務が終了するまでとする。ただし、前条に掲げる者のうち公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

2 前項の規定により、その職を失った委員の補充は、その公職の後任者又は引継者をもって充てるものとする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の任務)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鬼北町町民生活課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年11月1日から施行する

2 鬼北町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

【任期:令和4年11月22日～令和5年3月31日】

No	区 分	氏 名	所 属	備 考
1	学識経験者	芝 敦司	鬼北町校長会会長	
2		宮本竜智	鬼北町 PTA 連合会会長	
3		山口桂子	鬼北町保育協議会会長	
4	社会福祉関係者	渡邊邦夫	鬼北町社会福祉協議会会長	
5		若宮賢敬	鬼北町身体障害者福祉協議会会長	
6		松浦 正	鬼北町民生児童委員協議会会長	委員長
7		河添誠治	きほく優愛の里施設長	
8	地域住民の組織に 所属する者	井上征廣	鬼北町老人クラブ会長	
9		田中美春	鬼北町母子寡婦福祉会会長	
10		清家千代	鬼北町女性団体連絡協議会会長	
計 10名				

3 策定経過

年月日	内容	備考
【令和4年】 7月28日～8月19日	町民意識調査	
10月11日～10月31日	団体ヒアリング調査	
11月29日	第1回鬼北町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・鬼北町地域福祉計画の概要について ・計画策定に向けた各種調査結果について ・計画骨子案について
【令和5年】 2月27日	第2回鬼北町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
3月15日～3月29日	パブリックコメント実施	
3月31日	第3回鬼北町地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の承認

第1期 鬼北町地域福祉計画

発行日 令和 5年 3月

発行 鬼北町 町民生活課
798-1395

愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永 800 番地 1

電話 0895-45-1111

F A X 0895-45-1119

第 1 期
鬼北町地域福祉計画